

有価証券報告書

2021 年度

(第 98 期)

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

E 0 4 4 9 8

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】		
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	4
3	【事業の内容】	7
4	【関係会社の状況】	9
5	【従業員の状況】	13
第2	【事業の状況】	14
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2	【事業等のリスク】	21
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
4	【経営上の重要な契約等】	36
5	【研究開発活動】	36
第3	【設備の状況】	37
1	【設備投資等の概要】	37
2	【主要な設備の状況】	37
3	【設備の新設、除却等の計画】	43
第4	【提出会社の状況】	46
1	【株式等の状況】	46
2	【自己株式の取得等の状況】	62
3	【配当政策】	62
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5	【経理の状況】	89
1	【連結財務諸表等】	90
(1)	【連結財務諸表】	90
(2)	【その他】	149
2	【財務諸表等】	150
(1)	【財務諸表】	150
(2)	【主な資産及び負債の内容】	178
(3)	【その他】	178
第6	【提出会社の株式事務の概要】	179
第7	【提出会社の参考情報】	180
1	【提出会社の親会社等の情報】	180
2	【その他の参考情報】	180
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	181

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【事業年度】	第98期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高	百万円	5,850,939	6,338,490	6,241,422	5,866,824	5,309,924
経常利益	〃	254,860	276,542	264,032	189,880	44,969
親会社株主に帰属する当期純利益	〃	318,077	232,414	50,703	180,896	5,640
包括利益	〃	331,597	225,212	11,884	225,907	70,201
純資産額	〃	2,657,265	2,903,699	2,916,886	3,142,801	3,222,165
総資産額	〃	12,591,823	12,757,467	11,957,846	12,093,155	12,853,505
1株当たり純資産額	円	1,030.67	1,179.25	1,185.98	1,326.49	1,371.15
1株当たり当期純利益	〃	198.52	145.06	31.65	112.90	3.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	64.32	46.96	10.12	36.39	1.13
自己資本比率	%	21.1	22.6	24.3	25.8	24.9
自己資本利益率	〃	12.7	8.4	1.8	6.0	0.2
株価収益率	倍	2.07	4.83	11.91	3.27	114.49
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	752,183	503,709	323,493	239,825	406,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△520,593	△570,837	△508,253	△577,215	△559,791
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	12,538	△117,698	13,591	△20,340	560,596
現金及び現金同等物の期末残高	〃	1,184,384	999,362	812,143	454,307	861,825
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	41,525 〔3,085〕	41,086 〔2,956〕	37,892 〔2,842〕	37,891 〔2,639〕	37,939 〔2,522〕

(注) 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第94期	第95期	第96期	第97期	第98期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高	百万円	840,235	820,775	704,125	487,783	479,007
経常利益又は経常損失 (△)	〃	119,176	215,411	135,865	△22,603	96,891
当期純利益又は当期純損失 (△)	〃	207,731	209,085	△209,178	36,281	120,643
資本金	〃	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
B種優先株式	〃	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
純資産額	百万円	1,971,356	2,179,701	1,970,018	2,007,099	2,128,373
総資産額	〃	9,205,175	8,296,291	7,893,191	7,426,733	8,045,180
1株当たり純資産額	円	605.65	735.57	604.84	627.96	703.59
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配 当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	〃	129.52	130.37	△130.43	22.62	75.23
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	〃	42.08	42.35	—	7.30	24.13
自己資本比率	%	21.4	26.3	25.0	27.0	26.5
自己資本利益率	〃	11.1	10.1	△10.1	1.8	5.8
株価収益率	倍	3.17	5.37	—	16.31	5.36
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	8,443	8,309	8,291	7,180	7,113
株主総利回り	%	94.0	160.6	86.5	84.6	92.4
(比較指標：配当込み TOPIX)	%	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価	円	489	767	716	444	411
最低株価	円	378	403	321	266	282

(注) 1. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

2. 第96期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3. 第96期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第94期、第95期、第97期及び第98期の配当性向については、配当がないため記載していない。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。

5. A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価については、記載していない。
6. 当社は、2020年4月1日付けで、再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させた。このため、第97期より当社の経営指標等の状況は、第96期以前と比較し、大きく変動している。
7. 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

1951年 5月	関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立 電燈広告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（1962年 5月商号変更）」）
1951年 8月	東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（2012年 7月大阪証券取引所上場廃止）
1953年 3月	尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（1972年 4月商号変更）」）
1953年 7月	東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
1954年 4月	東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（1961年 9月商号変更）」）
1955年 4月	東電不動産株式会社設立（現・連結子会社） *東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（1973年 1月） *東電不動産管理株式会社から東電不動産株式会社に商号変更（2005年 4月）
1955年11月	東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」） *東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（1975年 6月） *東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（2013年 7月）
1957年 6月	東京礦油株式会社設立 *東京礦油株式会社から株式会社テブコークに商号変更（1987年12月） *株式会社テブコークから東電リース株式会社に商号変更（2011年 7月）
1957年12月	スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テブスター（1987年12月商号変更）」）
1957年12月	南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（「東電フュエル株式会社（2011年 7月商号変更）」）
1960年12月	株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（1966年 7月商号変更）」）
1961年10月	名古屋証券取引所市場第一部に上場（2012年 6月同証券取引所上場廃止）
1963年 8月	姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（1986年 6月商号変更）」）
1977年 7月	東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テブコシステムズ（2001年10月商号変更）」）
1977年 7月	東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（1999年 7月商号変更）」）
1979年 9月	東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
1980年 2月	東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（1996年10月商号変更）」）
1980年 4月	東京リビングサービス株式会社設立
1982年 9月	東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（1987年10月商号変更）」）
1982年10月	東双不動産管理株式会社設立（現・連結子会社）
1984年 4月	株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（2000年 1月商号変更）」）
1987年 9月	東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
1987年 9月	東京レコードマネジメント株式会社設立（現・連結子会社）
1989年11月	株式会社テブコケーブルテレビ設立
1997年 4月	テブコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
1999年 7月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立
2000年 3月	マイエナジー株式会社設立
2000年 6月	株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
2000年10月	株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
2000年12月	日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社）
2000年12月	パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
2001年 8月	東電タウンプランニング株式会社設立（現・連結子会社）
2002年 2月	パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社設立
2002年 2月	ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
2002年12月	東京臨海リサイクルパワー株式会社設立
2003年 3月	テブコ・オーストラリア社設立
2003年 3月	テブコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立
2003年 6月	東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化
2004年 3月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
2004年 9月	株式会社パワードコム株式会社の株式を取得し子会社化 これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化 *株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（2005年12月）

2005年5月 株式会社リビタ設立
 2005年5月 トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立
 2005年11月 リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
 2005年11月 シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
 2006年1月 株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
 2006年1月 TEPCOトレーディング株式会社設立
 2006年1月 東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
 2007年1月 吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
 2007年8月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
 2007年8月 株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
 2007年8月 株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
 2007年11月 マイエナジー株式会社解散（2008年3月清算終了）
 2008年10月 東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
 2009年4月 東新ビルディング株式会社消滅（2009年4月1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
 2011年7月 南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テプコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
 2011年7月 株式会社テプコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
 2011年7月 株式会社テプスター消滅（2011年7月1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
 2011年7月 東電ピーアール株式会社解散（2011年11月清算終了）
 2012年1月 株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
 2012年1月 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
 2012年5月 東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
 2012年6月 名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
 2012年7月 大阪証券取引所市場第一部上場廃止
 2012年7月 東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
 2012年10月 株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関連会社化（現・持分法適用関連会社）
 2013年1月 福島復興本社設置
 2013年3月 株式会社テプコケーブルテレビ解散（2013年6月清算終了）
 2013年7月 東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
 2013年7月 東電工業株式会社消滅（2013年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
 2013年7月 尾瀬林業株式会社消滅（2013年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
 2013年7月 株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テプコカスタマーサービス株式会社に商号変更（現・連結子会社）
 2013年7月 東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
 2013年7月 株式会社東電ホームサービス消滅（2013年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
 2013年7月 東電広告株式会社消滅（2013年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
 2013年12月 ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
 2014年10月 東京計器工業株式会社解散（2015年2月清算終了）
 2015年4月 東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力フュエル&パワー株式会社（2016年4月商号変更）」）
 2015年4月 東京電力送配電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社（2016年4月商号変更）」）
 2015年4月 東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社（2016年4月商号変更）」）
 2015年6月 吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
 2015年10月 株式会社JERAが承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承
 これに伴い、TEPCOトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・SHIPPING社は非関係会社化

2015年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡
2016年4月	ホールディングカンパニー制に移行 「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継
2016年7月	株式会社J E R Aが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存燃料事業（上流・調達）及び既存海外火力I P P事業を吸収分割により承継 これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社は非関係会社化
2017年8月	T R E N D E株式会社設立（現・連結子会社）
2018年5月	東京電力ベンチャーズ株式会社設立（現・連結子会社）
2019年4月	株式会社J E R Aが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継 これに伴い、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社は非関係会社化
2019年10月	テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社を設立し、テプコカスタマーサービス株式会社の営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等）、屋内配線調査を承継
2019年10月	東京電力リニューアブルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
2019年10月	株式会社e-Mobility Power設立（現・連結子会社）
2020年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社が承継会社となり、当社の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により承継
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社51社及び関連会社51社（2022年3月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱、東京電力リニューアブルパワー㈱）への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

（主な関係会社）

東電不動産㈱、東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、㈱テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双不動産管理㈱、東電パートナーズ㈱、東京電力ベンチャーズ㈱、リサイクル燃料貯蔵㈱、㈱当間高原リゾート、東京レコードマネジメント㈱、㈱e-Mobility Power、TRENDE㈱、KK6安全対策共同事業㈱、㈱ユーラスエナジーホールディングス、㈱日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃㈱、日本原子力発電㈱、㈱東京エネシス、エイドン・リニューアブルズ社

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

（主な関係会社）

東京電力フュエル&パワー㈱、㈱JERA

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

（主な関係会社）

東京電力パワーグリッド㈱、東京電設サービス㈱、東電タウンプランニング㈱、東電用地㈱、テプコ・ソリューション・アドバンス㈱、東電物流㈱、ディーブ・シー・グリーン・エナジー（香港）社、㈱関電工、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社、㈱東光高岳、㈱アット東京

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

（主な関係会社）

東京電力エナジーパートナー㈱、テプコカスタマーサービス㈱、㈱ファミリーネット・ジャパン、日本ファシリティ・ソリューション㈱、東京エナジーアライアンス㈱、TEPCO iーフロンティアズ㈱、T&Tエナジー㈱、㈱LIXIL、TEPCOスマートパートナーズ、エバーグリーン・マーケティング㈱、エナジープールジャパン㈱、虎ノ門エネルギーネットワーク㈱、東京都市サービス㈱

[リニューアブルパワー]

再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

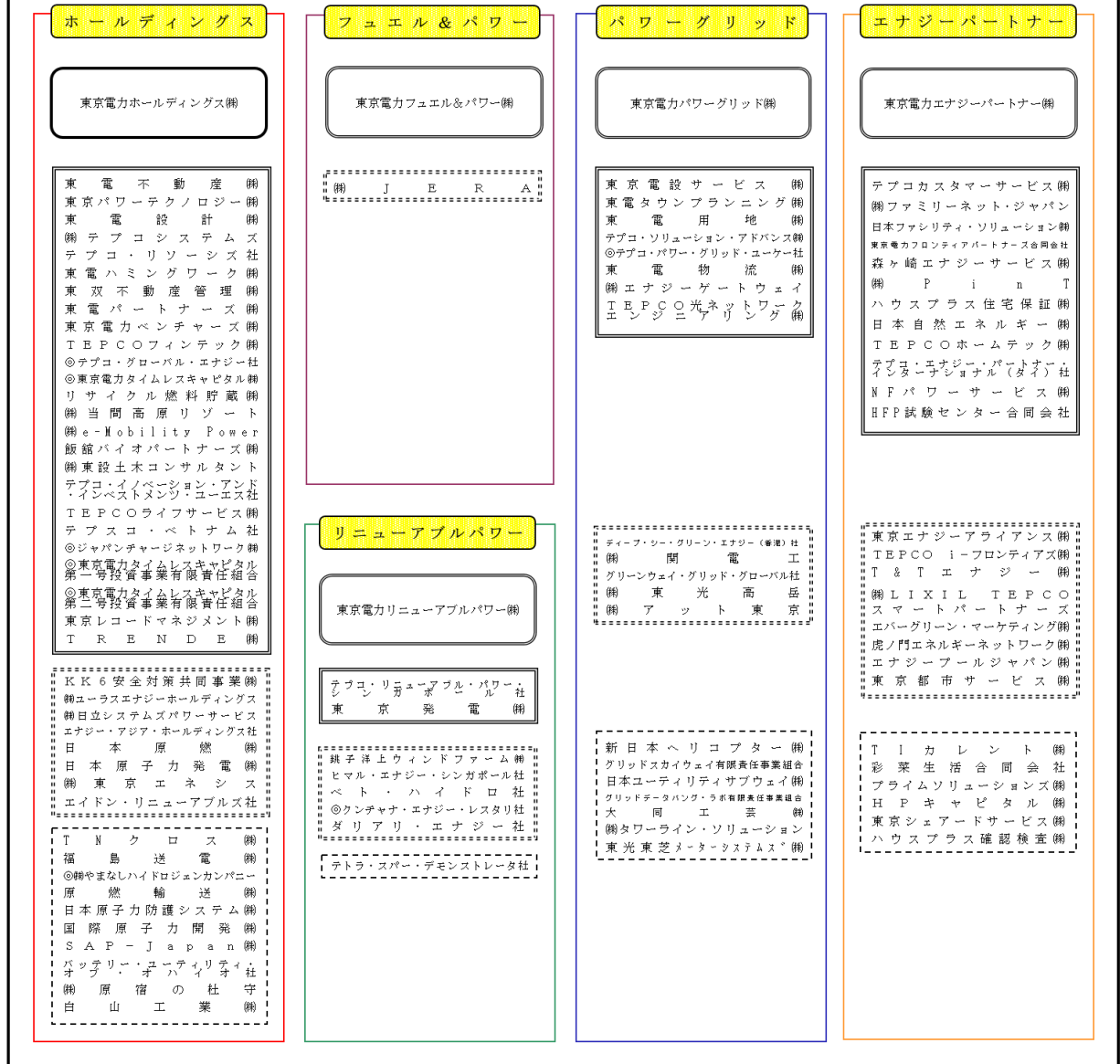
（主な関係会社）

東京電力リニューアブルパワー㈱、東京発電㈱、銚子洋上ウインドファーム㈱、ヒマル・エナジー・シンガポール社、ベト・ハイドロ社、ダリアリ・エナジー社、クンチャナ・エナジー・レスタリ社

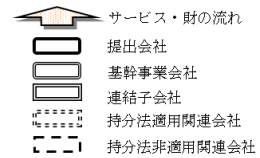
以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

お 客 さ ま

東 京 電 力 グ ル ー プ



(注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計期間において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：グリーンサプライ・パートナーズ㈱
 ・持分法適用関連会社：エイドン・コンストラクション社、グリーン・ビジョン社
 3. 飯館バイオパートナーズ㈱は、増資にともない2021年12月16日付で持分法非適用関連会社より連結子会社となった。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

2022年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京電力フェエル & パワー(株)	東京都 千代田区	30,000	燃料・火力発電事業 を営む関連会社の事 業活動管理	100.0%	有	資金貸借取引
東京電力パワーグ リッド(株) (注) 2, 3	東京都 千代田区	80,000	一般送配電事業、不 動産賃貸事業及び離 島における発電事業	100.0%	有	資金貸借取引、被債務 保証
東京電力エナジー パートナー(株) (注) 2, 5	東京都 千代田区	10,000	小売電気事業、ガス 事業等	100.0%	有	電気の販売、資金貸借 取引
東京電力リニュー アブルパワー(株) (注) 2, 4	東京都 千代田区	1,000	再生可能エネルギー 発電事業等	100.0%	有	資金貸借取引
東電不動産(株)	東京都 台東区	3,020	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東京パワーテクノ ロジー(株)	東京都 江東区	100	発電設備等の工事・ 運転・保守、環境・ エネルギー事業、尾 瀬地域事業	100.0%	有	発電（原子力）関連設 備の工事・運転・保 守、環境保全・調査、 山林・土地管理の委託
東電設計(株)	東京都 江東区	40	土木・建築及び電気 設備の設計・監理	100.0%	有	発電設備等の設計及び 監理の委託
(株)テプコシステム ズ	東京都 江東区	350	システムの開発・保 守	100.0%	有	システムの開発・保守 業務の委託
東京電設サービス (株)	東京都 台東区	50	送・変電設備の巡 視・点検及び保守	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・リソーシ ズ社	カナダ ブリティ ッシュコ ロンビア 州	24,696万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製 錬・販売	100.0%	有	—
東双不動産管理(株)	福島県 双葉郡	20	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東電タウンブラン ニング(株)	東京都 港区	100	配電設備の建設・保 全、電柱広告の販 売・管理、地中化・ 地域開発におけるコ ンサルト・工程調整	100.0% (100.0%)	有	—
東電用地(株)	東京都 荒川区	100	電柱敷地業務、送電 線用地など東電保有 土地の管理、送電線 用地の取得	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・ソリュー ション・アドバン ス(株)	東京都 港区	10	営業関連業務（電気 料金の計算・収入管 理等）、屋内配線調 査	100.0% (100.0%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テブコカスタマー サービス(株)	東京都 港区	10	電力小売業、電気機 器のリース・販売及 び受電・空調設備の 更新工事	100.0% (100.0%)	有	—
(株)ファミリーネッ ト・ジャパン	東京都 港区	490	マンション向けイン ターネット接続サー ビス、一括受電サー ビス等	100.0% (100.0%)	有	—
東電パートナーズ (株)	東京都 江東区	50	介護保険事業及びこ れに関する研修事業	100.0%	有	介護講習会等の委託
日本ファシリテ ィ・ソリューション (株)	東京都 品川区	490	効果保証付省エネ ルギーサービス	100.0% (100.0%)	有	—
東京電力ベンチャ ーズ(株)	東京都 千代田区	50	新規事業の創出・投 資・運営サポート	100.0%	有	—
東京発電(株)	東京都 台東区	12,500	発電及び電気の販売	80.0% (80.0%)	有	—
東電物流(株)	東京都 品川区	50	配電用諸資材の運 搬、資材倉庫等の管 理	80.0% (80.0%)	有	—
リサイクル燃料貯 蔵(株)	青森県 むつ市	3,000	原子力発電所から発 生する使用済燃料の 貯蔵・管理及び、こ れに付帯関連する事 業	80.0%	有	—
(株)当間高原リゾ ート	新潟県 十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の 経営	80.0%	有	施設の利用
東京レコードマネ ジメント(株)	東京都 品川区	20	情報記録類の作成、 保管、管理業務	70.0% (70.0%)	有	情報記録類の作成、保 管、管理業務の委託
(株)e-Mobility Power	東京都 港区	10,000	充電サービス及び充 電ネットワークサー ビス事業	54.7%	有	—
TRENDE(株)	東京都 千代田区	50	小売電気事業	50.1% (50.1%)	有	—
その他25社						

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. 特定子会社に該当している。

3. 有価証券報告書を提出している。

4. 有価証券届出書を提出している。

5. 東京電力エナジーパートナー(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

(2) 持分法適用関連会社

2022年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
銚子洋上ウインド ファーム(株) (注) 2	東京都 千代田区	—	銚子沖洋上風力プロ ジェクトの開発	51.0% (51.0%)	有	—
ディーブ・シー・ グリーン・エナジ ー(香港)社	香港	1,512 万米ドル	海外工業団地におけ る配電・小売事業	50.0% (50.0%)	有	—
(株)JERA (注) 3	東京都 中央区	5,000	燃料調達事業、燃料 上流事業、燃料輸送 事業、燃料トレーデ ィング事業、国内火 力発電事業、海外発 電・エネルギーイン フラ事業、その他付 帯関連する事業	50.0% (50.0%)	有	—
東京エナジーアラ イアンス(株)	東京都 渋谷区	50	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
TEPCO i-フロン ティアズ(株)	東京都 千代田区	25	新商品・サービスの 企画・開発	50.0% (50.0%)	有	—
T&Tエナジー(株)	静岡県 静岡市	125	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
KK6安全対策共 同事業(株)	新潟県 柏崎市	150	柏崎刈羽原子力発電 所6号機の安全対策 工事	50.0%	有	原子力発電所の安全対 策工事の委託
(株)関電工 (注) 3	東京都 港区	10,264	発・送・変・配電及 び通信設備の建設・ 保守、火力・原子力 発電所の電気・計装 工事、内線・空調関 係工事	47.2% (47.2%)	有	発電設備の工事の委託
グリーンウェイ・ グリッド・グロー バル社	シンガポ ール	2,994	送配電事業、次世代 インフラ等の投資・ 運営、新事業インキ ュベーション、グロ ーバル人材育成	44.0% (44.0%)	有	—
ヒマル・エナジ ー・シンガポール 社	シンガポ ール	14 万米ドル	水力発電事業に係る 持株会社	42.9% (42.9%)	有	—
(株)ユーラスエナジ ーホールディング ス	東京都 港区	18,199	国内外風力・太陽光 発電事業	40.0%	有	—
(株)LIXIL TEPCO ス マートパートナー ズ	東京都 江東区	450	太陽光発電システム の販売、電力の供給	40.0% (40.0%)	有	—
ベト・ハイドロ社	シンガポ ール	1,696 万米ドル	水力発電事業に係る 持株会社	36.4% (36.4%)	有	—
(株)東光高岳 (注) 3	東京都 江東区	8,000	送・変・配電設備の 製造及び据付工事、 取引用計器の取替工 事、建物・構築物の 電気工事	35.2% (35.2%)	有	—
エバーグリーン・ マーケティング(株)	東京都 中央区	505	電力小売業	22.7% (22.7%)	有	—
エナジープールジ ャパン(株)	東京都 港区	45	デマンドレスポンス 事業	34.0% (34.0%)	有	—
虎ノ門エネルギー ネットワーク(株)	東京都 港区	490	電気事業、熱供給事 業	34.0% (34.0%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京都市サービス (株)	東京都 中央区	400	熱供給事業、熱供給 設備の運転、保守及 び管理	33.4% (33.4%)	有	—
(株)日立システムズ パワーサービス	東京都 港区	100	システムの開発・保 守及びシステム運用 等	33.4%	有	システムの開発・保守 及びシステム運用業務 等の委託
(株)アット東京	東京都 江東区	13,378	データセンター事業	33.3% (33.3%)	有	—
ダリアリ・エナジ ー社	ジョージ ア	8,423 万ジョージ アラリ	ジョージア国におけ る水力発電事業	31.4% (31.4%)	有	—
エナジー・アジ ア・ホールディン グス社	英領バー ミン諸島	72,040 米ドル	原子燃料事業にかか わる持株会社	30.0%	有	—
日本原燃(株)	青森県 上北郡 六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処 理	29.7%	有	ウランの濃縮、使用済 燃料の再処理、高レベ ル放射性廃棄物の一時 保管及び低レベル放射 性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株)	東京都 台東区	120,000	原子力発電による電 気の卸供給	28.3% (0.1%)	有	—
(株)東京エネシス (注) 3	東京都 中央区	2,881	発電・変電設備等の 工事・保守、情報通 信設備の設計・工事	26.5%	有	発電（水力・火力・原 子力）設備工事の委託
クンチャナ・エナ ジー・レスタリ社	インドネ シア	2,858 万米ドル	インドネシア国にお ける再生可能エネル ギー事業	25.0% (25.00%)	無	—
エイドン・リニュー アブルズ社	米国 ハワイ州	10 万米ドル	太陽光パネル、蓄電 池システム等の機器 調達	22.3% (22.3%)	無	—

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. 議決権の所有割合は100分の50超であるが、共同支配企業であるため関連会社としている。

3. 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ホールディングス	12,551 [1,063]
フュエル&パワー	0 [0]
パワーグリッド	20,798 [1,422]
エナジーパートナー	3,187 [34]
リニューアブルパワー	1,403 [3]
合計	37,939 [2,522]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
7,113	44.8	22.1	8,155,797

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。
 2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。
 3. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」又は「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
 5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

このような事業環境変化のなかでも、当社グループは丸一となって、福島第一原子力発電所の事故を決して風化させることなく、福島への責任を全うするため、「復興と廃炉の両立」を推進していく。

2021年4月に国から示された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、安全を最優先として海洋放出に向けた準備をすすめるとともに、関係者のみなさまの理解醸成に向けた丁寧な説明を積み重ねていく。

また、柏崎刈羽原子力発電所で発生した一連の不適切な事案により、事業をすすめるうえで最も大切な社会の皆さまからの信頼を大きく損なうことになった。発電所の喫緊の課題である一連の不適切事案に対する改善措置計画を着実にすすめるとともに、改革の実績を一つひとつ積み上げ、地域の皆さまから信頼され、原子力事業者として受け入れていただけるよう全力で取り組んでいく。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定した業務計画・行動計画等に則り、電力を安定的に供給するための対応を行うとともに、引き続き、With/Afterコロナ時代を見据えた働き方改革をすすめていく。

2022年3月には、福島県沖地震の影響による一部の発電所の停止や気温の低下により、一時、電力需給が大変厳しいものとなった。今後の電力需給の見通しは依然として厳しい状況であるが、社会のみなさまに安心して電気をお使いいただけるよう、グループ丸一となって供給力の確保に努めていく。

加えて、多様化する社会的な要請にお応えするために、当社グループは安定供給の継続に最大限尽力しながら、「カーボンニュートラル」と「防災」を軸とした、新たな価値を提供するビジネスモデルへと事業構造の変革を図り、収益力向上につなげていく。

①当年度の施策

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 福島復興に向けた取り組み

当社は、「3つの誓い」として掲げた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」に基づき、被害者の方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら賠償をすすめ、当年度末までに累計10兆4,110億円をお支払いした。

また、特定復興再生拠点区域での準備宿泊が始まるなど、復興の進展がみられるなか、帰還に向けた環境整備等を行い、当年度末までに環境再生・復興推進活動の人数は累計104万人となった。

加えて、風評被害の抑制や払拭に向けた流通促進活動については、小売店や飲食店と連携した催事等を開催し、「常磐もの」と呼ばれる水産物を中心とした福島県産品の取り扱いの拡大に取り組んできた。

ロ. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所については、2号機の燃料デブリの試験的な取り出しのために、イギリスで開発をすすめていたロボットアームを国内に輸送して、取り出し作業に向けた性能試験を行うなど、安全最優先で廃炉作業を戦略的かつ計画的にすすめてきた。

また、多核種除去設備等処理水の扱いについては、政府の基本方針を踏まえ、ALPS処理水の希釈放出設備の基本設計等を取りまとめ、2021年12月に実施計画の変更認可申請を原子力規制委員会に提出したほか、関係者のみなさまの理解醸成に向けた、丁寧な説明を積み重ねている。加えて、国際原子力機関の専門家によるレビューを受けるなど、透明性をもった取り組みも実施している。

福島第二原子力発電所については、廃止措置計画の認可を取得し、各設備・機器等の汚染状況の調査や放射線管理区域外の建屋の解体などの廃止措置に着手した。

<経済事業>

ハ. 原子力発電事業の取り組み

柏崎刈羽原子力発電所における一連の不適切事案については、2021年9月に根本的な原因分析や発電所における業務実態を踏まえた改善措置計画を取りまとめ、社外委員のみで構成される独立検証委員会の評価をいただいたうえで、原子力規制委員会に報告し、改善措置活動を着実にすすめてきた。加えて、信頼していただける発電所をめざし、豊富な経験を有する外部人財の登用や本社と発電所の一体的な運営の実現に向けた本社機能の移転などの原子力改革の骨子を取りまとめ、実行してきた。

また、東通村と共同で設立した協議会を通じて、安全・安心で暮らしやすい地域づくりの検討を重ね、2022年2月には東通村との間で地域の災害対応力の向上を目的とした協定を締結するなど、地域のみなさまとの連携をすすめてきた。

ニ. 持続的な成長の実現に向けた取り組み

持続的な成長の実現に向けて、「カーボンニュートラル」と「防災」を軸とした事業を展開してきた。具体的には、日本郵政グループとの間で、事業の垣根を越えてカーボンニュートラルを革新的にすすめていくための戦略的提携を行ったほか、山梨県等と共同してグリーン水素に関する技術開発をすすめ、安全・安心にグリーン水素を利用できるPower to Gasシステムを構築した。

加えて、非常時にご家庭内へ複数の電源から電気を供給する多機能パワコンシステムを開発するなど、防災の産業化をめざした取り組みを加速してきた。

[フュエル&パワー]

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社J E R Aへの人財の転籍に伴いスリム化した体制のもと、同社に対するガバナンスを効率的に実施してきた。

株式会社J E R Aは、2050年時点において国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロにすることに挑戦する「J E R Aゼロエミッション2050」を掲げ、再生可能エネルギー発電の導入と、アンモニアや水素を活用して発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション火力発電の技術開発に取り組んでいる。

ゼロエミッション火力発電については、碧南火力発電所5号機において燃料アンモニアの利用試験を開始するなど、大型の商用石炭火力発電所における大規模混焼の技術開発に着手した。また、燃焼時にCO₂を排出しない水素のサプライチェーン構築をめざして、水素を貯蔵・運搬する独自技術を有するドイツのHydrogenious LOHC Technologies社に出資したほか、国内火力発電所においても水素利用の実用化に向けた実証事業に取り組んでいる。再生可能エネルギー発電については、アメリカのエル・サウズ陸上風力発電事業への参画を公表したほか、国内における太陽光発電の開発に向けて株式会社ウエストホールディングスとの業務提携について基本合意するなど、国内外において積極的に取り組んでいる。

[パワーグリッド]

イ. 安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度確保と低廉な託送原価水準の実現に向けて、設備保全の省力化・自動化、他事業者との連携等により、さらなる事業運営基盤の構築やレジリエンスの強化をすすめ、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んできた。こうしたなか、2021年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックでは競技会場への安定的な電力供給に努めるとともに、厳しい見通しが続く電力需給に対し、発電事業者が有する燃料の在庫や調達状況等の情報を的確に把握する仕組みを構築するなど、供給力確保に向けた対策をすすめてきた。特に、2022年3月に発生した福島県沖の地震により一部の発電所が停止している中で、3月としては非常にまれな寒気に伴い需給ひっ迫が発生したが、国や広域機関などと連携し、総力をあげた最大限の追加供給力対策を実施した上で、広く地域や社会のみなさまから、節電や需要抑制、自家用発電機の稼働など多大なご協力をいただくことで、電力の供給を保つことができた。

ロ. 事業領域の拡大に向けた取り組み

電力使用データを活用した新サービスの事業化検討やドローン航路プラットフォームの構築に向けたドローン目視外飛行等、他社とのアライアンスを通じて、地域・社会のさまざまな活動を支えるプラットフォームの構築に継続的に取り組むなど、事業領域の拡大をはかってきた。また、2021年10月にはイギリスの洋上風力発電所における送電事業の優先交渉権を獲得し、出資参画の準備をすすめたほか、海外での事業機会の発掘やコンサルティング事業等に幅広く取り組んできた。

[エナジーパートナー]

イ. 安心で快適なくらしの実現

毎月の定額料金をお支払いいただくことにより、東京電力エナジーパートナー株式会社が設置した太陽光発電設備で発電された電気をご自由にお使いいただける「エネカリプラスサービス」や、太陽光発電設備で発電された電気を有効活用することができる新電気料金プラン「くらし上手」を創設した。これらを通じて、太陽光発電設備および主に昼間時間帯に沸き上げを行うエコキュート等の導入を促進し、非常災害時にも生活を継続できるという「安心」や「カーボンニュートラル」などの価値をご家庭のお客さま向けに提供してきた。

ロ. 「カーボンニュートラル」価値の提供

横浜市において、地域の再生可能エネルギーから生み出される環境価値を活用した市内の事業者さま向け電気料金プラン「はまっこ電気」を創設し、市内の13の事業者さまにご採用いただいたほか、カーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む事業者さまのニーズに合わせ、新たな再生可能エネルギー電源の開発に直接貢献できる電気料金プラン「サンライトプレミアム」を創設し、サービスの提供を開始するなど、地域や事業者さまとともにカーボンニュートラルを推進する取り組みを積極的に展開してきた。

ハ. 消費者庁からの行政処分への対応

2021年6月、消費者庁から電話勧誘販売業務に関する業務停止命令等の行政処分を受けた。東京電力エナジーパートナー株式会社は、従前、委託先による不適切な営業行為の再発防止に取り組んできたが、これを受け、委託先に同社社員を常駐させること等により管理を強化するなど、新たな再発防止策及びコンプライアンス体制の構築を実施してきた。

[リニューアブルパワー]

イ. 国内水力事業の基盤強化

経年水力発電所について、発電電力量の増加と設備信頼度向上に向けたリパウリングを計画的にすすめるとともに、ロボットを活用した点検の導入による作業停止期間の短縮や、IoT活用による設備トラブルの未然防止に向けたシステム整備を推進するなど、国内水力事業の基盤強化を着実に進めている。

揚水式水力発電については、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って重要性が増している調整電源としての強みを活かし、一般送配電事業者の調整力として活用するほか、その蓄電機能を活用し、新電力等のお客さまのオフピーク時間帯に余剰電力で揚水し、ピーク時間帯に発電してお客さまに送電する「電力預かりサービス」の提供をすすめている。

ロ. 事業領域の拡大に向けた取り組み

アジアでの海外事業の拡大を目的として、2022年2月、水力発電事業子会社3社を保有するインドネシア上場企業であるクンチャナ・エナジー・レスタリ社に出資参画するなど、海外発電事業を加速させている。

風力発電事業については、ノルウェー沿岸におけるRWE Renewables社やRoyal Dutch Shell社などとの共同実証プロジェクトをすすめ、2021年11月、テトラ・スパー型浮体式洋上風力発電の実証運転を開始したほか、国内においては、2022年1月、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が募集するグリーンイノベーション基金「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」における浮体式関連の3つの開発事業に採択されるなど、国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電の技術獲得による事業基盤の強化をめざしている。

ハ. 再生可能エネルギー発電事業の拡充に向けた資金調達

こうした取り組みを支えるため、2021年9月及び2022年3月に合計400億円のグリーンボンドを発行する等、再生可能エネルギー発電事業の拡充に向けた資金確保に努めている。

(参考)

・当年度の新型コロナウイルス感染症への対策と働き方改革の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定した業務計画・行動計画等に則り、社員の出勤前検温の徹底や地域をまたぐ往來の制限等、徹底した感染予防策を講じてきた。また、そうした経験を踏まえ、With/Afterコロナ時代における在宅勤務下でも社員が自律性を発揮し、多様な働き方を実現できるよう、危機管理の強化と社員の幸福度・仕事の生産性・お客さまの満足度の向上を同時に達成する新しいワークスタイル「TEPCO Work Innovation」の確立に向けた取り組みをすすめてきた。具体的には、リモートワークやサテライトオフィスの拡充、コミュニケーションツールの充実化、ペーパーレス・ハンコレス化等の業務プロセスの見直しを行っており、今後はこれらの取り組みをさらに推進し、時間・場所・組織にとらわれない働き方を実現していく。

②優先的に対処すべき課題

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

当社は引き続き「3つの誓い」に基づき、個別のご事情を丁寧にお伺いし、最後のお一人まで賠償を貫徹していく。また、特定復興再生拠点区域の避難指示解除をはじめとした復興のステージに合わせ、地域のニーズを的確にとらえ、取り組みをすすめていく。

加えて、「発見！ふくしま」キャンペーンの開催などを通じて、福島県産品等の流通促進に向けた取り組みを強化・拡充していく。

ロ. 地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

燃料デブリ取り出しなどの難易度の高い取り組みを着実に遂行するため、協力企業の方々と連携し、現場・現物を踏まえた安全・品質管理やプロジェクト管理の機能を強化するとともに、自ら設計して、発注を行うなどのオーナーズ・エンジニアリング事業者への変革をはかり、長期にわたる廃炉作業を安全かつ計画的にすすめていく。

加えて、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、廃炉事業を通じて地元の発展に貢献するべく、引き続き、地元企業の廃炉事業への参画の拡大や高度な技術をもつ域外企業の誘致などをすすめていく。

ハ. ALPS 処理水の扱い

ALPS 処理水の扱いについては、原子力規制委員会の審査や国際原子力機関のレビューなどに真摯に対応するとともに、関係者のみなさまの理解醸成に向けて、丁寧な説明を積み重ねていく。

加えて、風評影響を受けうる産業の生産・加工・流通・消費の各段階への取り組みの強化・拡充等をすすめ、それらの対策を講じてもおこりうる風評被害への賠償については、関係する方々のご意見を丁寧にお伺いしながら、適切に対応していく。

<経済事業>

ニ. 原子力発電事業の取り組み

原子力改革を成し遂げるためには、柏崎刈羽原子力発電所の改革だけでなく、発電所の運営を支える本社と発電所が一体となり、現場を重視した事業運営に転換するとともに、地域のみなさまの声を事業に反映させる仕組みを構築しなければならない。

そのためにまず、発電所の喫緊の課題である一連の不適切事案に対する改善措置計画を着実にすすめるとともに、品質・安全・設備診断などの担当要員を中心とした64名を発電所と柏崎市に配置している。将来的には発電所の運営に必要な本社スタッフの大半にあたる300名程度の要員の配置を検討しているほか、さまざまな分野の専門知識を有する外部人材を積極的に採用するなどの取り組みを実施していく。

安定供給の継続に加え、カーボンニュートラルの実現に向けて、ゼロエミッション電源である原子力発電は重要な電源の一つと考えており、原子力事業者として信頼していただけるよう、原子力改革を断行し、信頼の回復に努めていく。

ホ. 当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

エネルギー利用のあり方において、自家発電・自家消費や地産地消といったお客さま側での分散・自立型の設備形成の動きが加速していく。こうした社会的要請をビジネスにつなげていくため、電気の供給・販売を中心とした事業にとどまらず、電化設備等の導入から長期運用まで含めたエネルギーサービスを提供していくモデルへと事業構造を変革していく。

さらに、蓄電池や電動車両を用いたエネルギーサービスを、家庭・法人のお客さまの範囲を超えて地域社会やコミュニティに展開し、カーボンニュートラルで災害に強いまちづくりの実現に取り組んでいく。

これらの施策を強力に推進していくため、組織体制の整備や技術開発をすすめるとともに、自治体との連携、他企業とのアライアンスの推進をはかっていく。

[フュエル&パワー]

東京電力フュエル&パワー株式会社は、カーボンニュートラルに対する潮流の高まりや、新型コロナウイルスのまん延、ウクライナ情勢を背景にした燃料価格の世界的な高騰など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、同社における事業計画の策定への関与と事業計画の進捗に対するモニタリングなどによる質の高いコミュニケーションを通じて、株主として適切なガバナンスを実施していく。特に事業計画の策定にあたっては、計画の進捗管理や長期トレンドの把握を通じて抽出した課題を共有するとともに、その課題への対策が株式会社JERAの経営に随時、柔軟に反映されるよう、支援・監督していく。

[パワーグリッド]

省エネルギーの進展等により、託送事業の規模・収入が伸び悩む可能性がある一方で、送配電ネットワーク設備は更新時期に入りつつあり、これらの修繕・更新・革新を効率的にすすめる必要がある。こうした状況下でも、安定的かつ低廉な電力供給を支え続けるため、送配電ネットワークを健全な状態で効率的に維持し続け、その強靱性も高めていく。レジリエンス強化に加え、カーボンニュートラル、電化などの課題解決にあたり、他企業との協業・連携により送配電ネットワークの新たな価値の創造に挑戦するとともに、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用して事業領域をさらに拡大し、世の中の変化に的確に対応して、持続的に成長していく。

また、2022年度も夏季・冬季ともに厳しい需給見通しが示されているなか、関係機関と連携して供給力対策をすすめるなど、今後とも電力の安定供給確保に努めていくとともに、よりわかりやすい需給状況の発信や、需給ひっ迫レベルの判断方法と迅速な情報公開の改善に向け、取り組んでいく。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、出社前の検温、通勤・就業時におけるマスク着用やリモートワークの推進等の徹底した感染予防策を講じ、電力の供給等に影響が及ばないように、引き続き適切に対応していく。

[エナジーパートナー]

イ. 販売戦略全体

依然として厳しい電力小売事業の競争や変化の激しいエネルギー情勢に柔軟に対応しつつ、災害の激甚化や世界的なカーボンニュートラルの流れのなかで変化し続けるお客さまの期待に応えるため、事業構造の転換を図り、お客さまへ新たな価値を提供していく。

法人分野では、ユーティリティ設備全体に係るエネルギーサービスの展開などを通じて、従前からの「省エネ」・「省コスト」に加え、「安心」・「省力化」の価値を提供するとともに、カーボンニュートラルの価値提供を実現するため、東京電力エナジーパートナーグループの再生可能エネルギーやグリーン電力証書の最適な組み合わせの提案などを行っていく。

家庭分野では、「エネカプラスサービス」に新技術を組み合わせることなどによりサービスを拡充し、より一層の「安心」の価値などを提供していく。

ロ. 燃料価格高騰を受けた対応

燃料価格の高騰が続き、経営環境は予断を許さない状況にあるものの、引き続き動向を注視しながら、グループ一丸となって安定供給に向け最大限努力していく。燃料市況や需給状況の見通しが不透明な当面の間においては、エネルギーの効率的なご使用について積極的に情報発信するとともに、お客さまのサポートに努めていく。

東京電力エナジーパートナー株式会社は、お客さまがエネルギーに対して期待する、「安心」「カーボンニュートラル」「省エネ」「省力化」を新たな価値として届けるために営業活動を展開しているが、エネルギーの省エネ・省力化を推進していくにあたり、お客さまの省エネルギーの取り組みをサポートすることを目的とした「TEPCO省エネプログラム2022」（以下、「当プログラム」という。）を実施していく。

当プログラムは、昨今のウクライナ情勢の影響等を背景とした世界的な燃料費の高騰や、それに伴う卸電力市場価格の高騰影響などにより、燃料市況や需給の見通しが不透明な状況の中、より多くのお客さまに参加いただきながら、省エネを実践いただくサポートプログラムである。

第1弾として「夏の節電チャレンジ2022」「わたしの省エネ行動宣言」の2つのアクションへ、指定の電気料金プランに加入中のお客さまを対象に参加いただいているが、今後はより幅広いお客さまにご参加いただく。

また、賢く省エネに取り組めるコンテンツや季節に合わせた節電情報等を、Web等を通じてご提供していくことで、社会全体の省エネルギーを推進していく。

法人分野では、業種・業態に合わせた、「無理のない節電」の実施をご支援させていただくため、様々なシーンごとの節電ポイントをまとめたリーフレット等を作成し発信していく。なお、今後想定される需給ひっ迫時の緊急事態に備え、既存のデマンドレスポンスメニューに加え、新たな契約メニューを用意した。

[リニューアブルパワー]

国内水力事業では、引き続き経年水力発電所のリパワリングを通じた発電所の近代化・効率化やA Iなどを活用したスマートO&M等に取り組み、事業基盤を一層強化していく。加えて、開発ポテンシャルが高い国・地域において、国内水力事業で培った技術力を活用し、発電所のバリューアップに直結する提案力を活かした開発を推進していく。

洋上風力事業については、地域に根ざした国内案件の開発を積み重ね、海外も含めた事業展開を行うとともに、今後の普及を見据えた浮体式洋上風力発電の技術開発をすすめるなど、将来の事業展開の礎を築いていく。これらの成長を実現するため、引き続きグリーンボンドの発行を行うとともに、多様な資金調達を検討し、成長投資を着実に実施していく。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

当社グループにおいて、取締役及び執行役員は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映している。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備している。

当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会などで審議の上、適切に管理している。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。加えて、従業員に対して、関係法令教育や社内規程・マニュアルの教育を定期的実施している。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが現実化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。なお、各リスク項目の記載順序については、事業への影響度や発現可能性などを踏まえて判断した重要度に基づいている。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

①福島第一原子力発電所の廃炉

	影響度	特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>当社では、「東京電力HD（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき安全・着実かつ計画的に廃炉作業を進めているが、これまでに経験のない燃料デブリの取り出しなど、技術的に不透明で未解明な課題があり、30～40年後の廃止措置が計画通りに進捗しない可能性がある。</p> <p>また、廃炉作業では、地域や社会の皆さまのご理解が必要であるが、情報発信の不十分さやヒューマンエラー、トラブルの発生により、地域や社会の皆さまからの信頼が得られず、着実な実施が困難となる可能性がある。</p> <p>多核種除去設備等処理水は、政府の基本方針を踏まえ処分する予定であるが、準備工事の遅延や、地域や社会の皆さまからのご理解が得られず、これを着実に実施できない可能性がある。</p> <p>これらの廃炉の取り組みが円滑に進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>廃炉作業は世界でも前例のない取り組みであり、今後の進むべき大きな目標である中長期ロードマップなどをベースに、徐々に得られる新たな情報や知見を踏まえ「廃炉中長期実行プラン」を策定している。今後も1号機原子炉格納容器内部調査や2号機燃料デブリ試験的取り出しなどから、新たな情報や知見を一つひとつ集め、「廃炉中長期実行プラン」を柔軟に見直し、30～40年後の廃止措置終了に向け、計画的に対応を進めていく。</p> <p>また、体制面では廃炉推進カンパニー内に「廃炉情報・企画統括室」を設置し、地域や社会の皆さまのことを常に考え、迅速かつ透明性の高い情報発信を行うようにするとともに、保全方法の見直しやリスクの先取りをした対応を取ることに取り組んでいる。</p> <p>多核種除去設備等処理水の処分については、政府の基本方針を踏まえ、安全性の確保を大前提に、設備の設計や運用などの検討の具体化を進めていく。また、風評影響を最大限抑制するための取組みを強化・拡充し、地域の皆さま、関係する皆さまのご意見を丁寧に向い、適宜対策を講じていく。</p> <p>さらに、建屋屋根の補修や陸側遮水壁内側におけるフェーシングなど重層的な対策を講じ、汚染水の発生量の抑制を図っていく。</p>			

②電気の安定供給

	影響度	特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	大規模自然災害、設備事故、テロ・暴動などの妨害行為、燃料調達支障、感染症の発生などにより、長時間・大規模停電などが発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。			
対応策	<p>電気の安定供給を確保するため、国の関係機関などとも連携し、長期供給計画を策定するとともに、需給対策部会などにより短期的需給状況をきめ細かく確認し、必要な対策を適宜実施している。</p> <p>特に昨今の予備率不足や需給ひっ迫に関しては、国や電力広域的運営推進機関とも連携しながら、安定供給維持に向けた供給側の対策及び需要側の対策（デマンドレスポンスなど）についても取り組んでいく。</p> <p>自然災害の激甚化・広域化については、電力レジリエンスの強化を軸に据え、内閣府中央防災会議などの被害想定をベースとした設備の補強を促進している。設備事故の未然防止の観点からは、計画的かつ効率的に経年設備の更新を進めることで安定供給の維持に取り組んでいる。テロ・暴動などの妨害行為へは、関係機関との平時からの緊密な連携により備えている。被害軽減の観点からは、複数の送電系統を連携する設備の多重化により、設備の故障時に停電範囲や停電時間を極小化する取り組みを進めるとともに、被災設備の早期復旧に向けては、デジタル技術の積極的活用や、分散型電源として蓄電池・電動車両なども活用した電力供給手段の多様化、復旧資機材の確保や当社グループ一体での災害対応体制の整備、各種ハザードを想定した社内訓練や海上・陸上自衛隊、さらには国・自治体・一般送配電事業者などの関係者との連携・協働の強化などを図っている。</p> <p>燃料調達については、引き続き、株式会社JERAにおいて燃料ポートフォリオの柔軟性やJERA Global Marketsによる燃料トレーディングを活用し、可能な限り安定的かつ柔軟な燃料調達に努めていくとともに、当社としてモニタリングに努めていく。</p> <p>感染症対策については、引き続き基本的な感染対策の徹底やテレワーク・時差出勤の活用により社員の健康と安全を確保するとともに、感染症拡大に伴うエネルギー産業の構造変化、社会の動向を踏まえたビジネスモデルへの変化についても注視しながら必要な対応を適切に実施していく。</p>			

③原子力発電・原子燃料サイクル

	影響度	特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直しなどにより、当社グループの原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。</p> <p>原子力発電は、カーボンニュートラル実現に加え、低廉で安定的な電力の供給、レジリエンス強化の観点からも重要な電源であり、二度と過酷事故を起こさないという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。しかしながら、2020年度に発生した核物質防護に関する事案や安全対策工事未完了問題などにより、現場での工事や検査といった技術的な対応が長期化したり、立地地域をはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復が進まなかった場合、原子力発電の再稼働の見通しが立たず、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生、発電設備の資産性の評価などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。</p> <p>使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設などの解体のバックエンド事業については、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるが、その処理が滞ることなく適切に実施されるよう制度措置がされている。具体的には、使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分については、それに要する費用を拠出する制度が、また、原子力発電施設などの解体については、それに要する費用を引当金として積み立てる制度が措置されている。こうした国による制度措置などによりバックエンド事業に関する不確実性は低減されているが、制度措置などの見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設などの稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。</p>			
対応策	<p>原子力発電に関しては、発電所の喫緊の課題である核物質防護機能の強化のため、2021年9月に原子力規制委員会へ提出した改善措置計画を着実に遂行するとともに、外部人材の登用を含む人的リソースの拡充を行っていく。また、設備対策へさらなるリソースを投入し、持続的な核セキュリティ向上を図っていく。</p> <p>さらに、本社機能の一部を発電所の立地する新潟県柏崎市へと移転し、本社と発電所の一体的な運営により、現場重視の事業運営を進めていく。そして、地域の皆さまの声を発電所運営に活かすことができる体制を構築していく。</p> <p>バックエンド事業に関しては、国の政策や関連する制度措置に則って適切に対応していくことで不確実性の低減を図るとともに、今後の政策、制度の動向を注視していく。また、六ヶ所再処理事業やウラン濃縮事業などの原子燃料サイクル事業の推進に協力していく。</p> <p>高レベル廃棄物の最終処分については、当社は、廃棄物の発生者として基本的な責任を有する立場から、お問い合わせ窓口を設置するなど、国や原子力発電環境整備機構（NUMO）と連携しながら、地層処分の実現に向け、理解活動に積極的に取り組んでいる。</p>			

④販売電力量・販売価格

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	販売電力量は、夏季・冬季を中心とした天候や経済活動、生産活動の影響を直接的に受けることに加え、節電や省エネルギー、今後のカーボンニュートラルの進展などによる影響を受ける。 また、販売価格は、燃料市場や卸電力取引所における取引動向、あるいは小売市場の競争状況による影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	送配電系統からの電力小売販売にとどまらず、カーボンニュートラルの潮流をとらえ、省エネのご提案やお客さまの事業所・工場やご自宅への発電設備や蓄電設備、高効率機器の導入などのお客さまのニーズに応えるサービスをご提案・ご提供していく。 [家庭分野のお客さま] 太陽光発電、EV、エコキュートなどの電化設備のサブスク型サービスや、新しい電気料金プランをパッケージで提供することにより、環境に優しい電気をいつでも安心してご利用いただける姿を実現していく。 [法人分野のお客さま] 電気の供給のみならず、お客さま設備まで入り込み、ユーティリティ設備全体のエネルギーサービスを展開していく。加えて、環境への配慮を強く意識されるお客さまに対しては、一層のカーボンニュートラル価値の提供に取り組んでいく。 販売価格については、料金に電源調達にかかる費用変動などを適正に反映していく。			

⑤火力発電用燃料価格

	影響度	特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	LNG、原油、石炭などの価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向などにより変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。特にウクライナ情勢を受けた全世界的な燃料価格の高騰により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。 ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。			
対応策	株式会社JERAにおいては、世界最大級の調達規模を梃子に構築している価格競争力、価格変動リスク対応力に優れた燃料ポートフォリオ、JERA Global Marketsによる燃料トレーディング及び先物市場におけるヘッジの活用などにより燃料価格変動に伴うリスク対応に努めていく。 東京電力エナジーパートナーにおいては、電力デリバティブを活用したヘッジ取引の導入などによりリスクを適切に管理しつつ、調達先の拡大などによりコスト削減を進め、競争力の高い電源ポートフォリオを構築していく。			

⑥電気事業制度・エネルギー政策変更

	影響度	特大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。			
対応策	エネルギー政策や電気事業に係る制度、環境規制に関する動向など必要な情報を網羅的・積極的に収集し、関係箇所連携しながら様々な場を通じて当社グループの考え方を説明するとともに、必要な対応を実施していく。			

⑦安全確保・品質管理・環境汚染防止

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反などによる事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>当社グループは、企業の社会的責任を果たすため「東京電力グループ企業行動憲章」を制定し、安全の最優先と企業倫理の徹底のもと、高い倫理意識をもって法令やルールを遵守し、誠実に行動することにグループ一体となって取り組んでいる。</p> <p>事業活動のあらゆる場面において安全を最優先に掲げ、安全管理の取り組みについて、法令の遵守及び安全活動に実効性があるルール・施策を策定・展開し、継続的に評価・改善している。</p> <p>品質管理や環境管理についても、規程・マニュアルなどにより遵守すべきルールを定め徹底するとともに、内部監査などによりその遵守状況を確認し、必要な改善を適宜実施している。</p> <p>情報公開については、お客さまや地域、社会の皆さまに必要な情報が正確に迅速に伝わることを意識して取り組んでいる。</p> <p>原子力事業は、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善するなど、現地現物を重視した安全・品質の向上に取り組んでいる。また、外部専門家による指導・助言なども踏まえて、取り組みを継続的に改善していく。</p>			

⑧企業倫理遵守

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反などの企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。また、原子力事業においては、安全文化醸成の方針のもと、従事者に具体的に求められる行動を明確化し、一人ひとりが実践できるよう教育や対話活動などに取り組んでいる。しかしながら、これらの取り組みが不十分な場合には、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>「東京電力グループ企業行動憲章」及び「東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、会社としての方向性や役員・社員が遵守すべき具体的行動を明確にするとともに、社長を委員長とし社外有識者を含めた委員で構成する東京電力グループ企業倫理委員会を設置し、企業倫理の定着を図るための諸施策の審議・決定及びその実践状況について指導・助言を受け、組織毎に企業倫理責任者・企業倫理担当者を配置することにより、東京電力グループ一体となった定着活動を実施している。</p> <p>また、定期的に実施する意識調査において定着度合いを確認し、その結果を踏まえ、今後の活動方針を決定している。さらに、東京電力グループ大で利用できる企業倫理相談窓口を社内外に設置し、グループ全体で企業倫理に反する行為の未然防止を図っている。</p> <p>原子力事業においては、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案などを受け、経営層と所員による対話活動やそれによる「柏崎刈羽原子力発電所の志」の作成、外部人材の登用により、内部コミュニケーションや所員のモチベーションの改善を行い、地域の皆さまから信頼される発電所を実現するための取り組みを行っている。</p>			

⑨情報管理・セキュリティ

	影響度	大-特大	発現可能性	高
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、社員教育などを通じ情報の厳正な管理に留意しているが、サイバー事案などにより、これらの情報の流出などが発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>高度化、巧妙化するサイバー事案に対処するため、防御対策、常時監視、対応・復旧訓練などあらゆる手段を用いてセキュリティ強化に努めている。</p> <p>また、お客さま情報の保護は特に重要であると認識しており、外部記憶媒体への情報書き出しを制限するなどのシステム上の対策を実施するとともに、情報流出などによって生じるお客さまや社会への影響について社員へ教育・啓発している。</p>			

⑩四次総特に基づく経営改革

	影響度	大-特大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して、生産性改革、再編・統合を含めた連携などの推進及び事業基盤の強化などの非連続の経営改革に取り組んでいくとともに、原子力発電所を運営する主体として、地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復の取り組みを最優先事項として位置付け、抜本的な改革に取り組んでいくが、信頼回復が十分に進まず、経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>四次総特に基づく経営改革を実現していくために、責任者・期限・達成すべき内容などをアクションプランとして作成し、取り組みを進めている。また、各アクションプランの進捗状況については重要度に応じたモニタリングを実施し、PDCAを回すことで計画を達成していく。</p> <p>地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまからの信頼回復に向けて、経営層を含む組織全体で自己の弱点・課題を認識し、自律的に改善が進む組織になるよう原子力をはじめ経営改革を着実に進めるとともに、カイゼンを基軸とした生産性改革などによる経営合理化や、カーボンニュートラルや防災を軸とした新たな価値の提供などにより、企業価値の向上を実現していく。</p>			

⑪原子力損害賠償・廃炉等支援機構による当社株式の引き受け

	影響度	大	発現可能性	中-高
想定されるリスク内容	<p>当社は、2012年7月31日に原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行了した。A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。</p> <p>機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使などにより、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境などによっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>当社グループ一体となって福島への責任貫徹を第一に、社会からの信頼回復、企業価値向上に向けて、引き続き最大限の努力を行っていく。</p>			

⑫お客さまサービス

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、法令に反するお客さま対応などにより、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用が大きく低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>当社グループは、2021年7月に新経営理念を定め、四次総特に示す具体的戦略の実現に向けて、お客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立し、信頼され、選ばれ続ける企業になることを目指している。</p> <p>販売活動などを担う東京電力エナジーパートナーにおいては、お客さまサービスの向上のために、実務に即した研修・教育やスクリプトの整備などを行うとともに、電話・訪問の機会を通じて収集した「お客さまの声」を業務改善に活かし、主な改善事例をホームページに掲載している。</p> <p>また、東京電力エナジーパートナー社長を委員長とする営業品質管理委員会にて社内横断的に取り組みの評価、改善方針の立案を行い、CX向上室が各部署の改善の取り組みに対する支援と牽制の役割を担い、不適切事例の発生防止に努めている。</p>			

⑬気候変動等に関する取り組み

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、「販売電力由来のCO₂排出量を2013年度比で2030年度に50%削減」「2050年におけるエネルギー供給由来のCO₂排出実質ゼロ」という目標を宣言し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて貢献できるよう挑戦しているが、規制見直し・強化、系統対策コストの増加、分散型電源の増加や脱炭素な電気を求める市場ニーズによる販売電力量の低下などにより、当社グループの業績、財政状態及び事業運営、企業イメージに影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、ESGに関連した投資者の行動変化などにより、当社グループの業績、財政状態及び事業運営、企業イメージに影響を及ぼす可能性がある。</p>			
対応策	<p>長期的な安定供給とCO₂削減を両立させつつ、ビジネスの軸を「カーボンニュートラル」にシフトし、当社グループ一体となり再エネ電源などのゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の電化促進の両輪での取り組みを展開していく。</p> <p>具体的には、「エリアエネルギーイノベーション事業室」を設置し、「カーボンニュートラルで災害に強い“まちづくり”を通じ、安心して快適なくらしを実現する事業」を推進していく。また、電化設備・ユーティリティ設備の導入から長期運用まで含めたエネルギーサービスを軸に、防災・防犯といった安心して快適なくらしを実現するサービスを、家庭・法人のお客さまの範囲を超え、社会・コミュニティなどまで含め面的に提供し、さまざまなビジネスパートナーとの連携強化を図っていく。</p> <p>さらに、ESG委員会やESG担当役員の設置など世界的なESGの潮流を経営に取り込む体制を整備し、ESG課題の抽出と対策、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に則ったESG情報開示の充実及び株主・投資家の皆さまとのエンゲージメントにも取り組んでいる。</p>			

⑭金融市場の動向

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	<p>企業年金資産などにおいて保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況などにより時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、支払利息に関しては、今後の金利動向などにより影響を受けることがある。</p>			
対応策	<p>企業年金資産の分散投資や、確定拠出年金制度の導入による退職給付債務の削減を通じて、当社グループ全体での財務リスクの軽減を図り、業績への影響緩和に努めている。</p> <p>また、支払利息に関しては、固定金利の社債発行で資金調達を実施するなど、金利変動リスクの低減に努めている。</p>			

⑮電気事業以外の事業

	影響度	大	発現可能性	中
想定されるリスク内容	<p>当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、制度変更、自然災害などにより、投融资時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。</p>			
対応策	<p>新たな事業領域への投資などについては、四次総特における事業ポートフォリオの戦略に基づき、一定の経営資源の範囲内で優先順位付けを行い実施している。個別のプロジェクトの投資判断については、予め設定したハードルレート基準に従い、投資管理委員会においてプロジェクトの収益性や戦略性などを評価し投資判断を行っている。事業開始後のプロジェクトについては四半期ごとのモニタリングを行っており、不採算の事業は撤退・縮小するなど、選択と集中を行い投資パフォーマンスの向上を図っている。</p>			

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

〔資産・負債・純資産〕

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ7,603億円増加し、12兆8,535億円となった。これは、現金及び預金が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ6,809億円増加し、9兆6,313億円となった。これは、社債、短期借入金が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ793億円増加し、3兆2,221億円となった。これは、その他の包括利益累計額の増加などによるものである。この結果、自己資本比率は24.9%と前連結会計年度末に比べ0.9ポイント低下した。

ロ. 経営成績

〔概要〕

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比9.5%減の5兆3,099億円、経常利益は同76.3%減の449億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同96.9%減の56億円となった。

〔売上高〕

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが6,200億円（前連結会計年度比0.7%減）、フュエル&パワーが51億円（前連結会計年度比40.9%減）、パワーグリッドが1兆9,623億円（前連結会計年度比2.1%減）、エナジーパートナーが4兆3,606億円（前連結会計年度比13.4%減）、リニューアブルパワーが1,531億円（前連結会計年度比6.7%増）となった。

総販売電力量は、前連結会計年度比1.0%増の2,338億kWhとなった。

〔経常利益〕

当連結会計年度における各セグメントの経常損益（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが730億円（前連結会計年度△79億円）、フュエル&パワーが96億円（前連結会計年度比86.2%減）、パワーグリッドが1,183億円（前連結会計年度比30.0%減）、エナジーパートナーが△664億円（前連結会計年度64億円）、リニューアブルパワーが459億円（前連結会計年度比4.5%減）となった。

〔親会社株主に帰属する当期純利益〕

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益に原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,166億円を計上した一方、特別損失に原子力損害賠償費1,177億円や、インバランス収支還元損失158億円、また、2022年3月16日に福島県沖で発生した地震により、被災した資産の復旧等に要する費用として、災害特別損失128億円を計上したことなどから、140億円となった。ここに、法人税、住民税及び事業税80億円、法人税等調整額△4億円、非支配株主に帰属する当期純利益8億円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、56億円となった。なお、1株当たり当期純利益は3円52銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ4,075億円（89.7%）増加し、8,618億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比69.5%増の4,064億円となった。これは、購入電力料の支出が減少したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比3.0%減の5,597億円となった。これは、固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の収入は、5,605億円（前連結会計年度は203億円の支出）となった。これは、短期借入れによる収入が増加したことなどによるものである。

③ 生産及び販売の実績

当社グループは、原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「エナジーパートナー」及び再生可能エネルギー発電等を行う「リニューアブルパワー」の5つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ. 発電実績

種別		2021年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	13,662	109.3
	火力発電電力量	157	99.3
	原子力発電電力量	—	—
	新エネルギー等発電電力量	66	117.8
発電電力量合計		13,886	109.2

(注) 1. 上記発電実績には、連結子会社の一部を含んでいる。

2. 2019年4月1日付けで㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これにより、火力発電電力量は東京電力パワーグリッド㈱の離島における発電電力量である。

ロ. 販売実績

(a) 総販売電力量

種別		2021年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
	小売販売電力量	186,494	91.1
	卸販売電力量	47,318	176.4
総販売電力量		233,812	101.0

(注) 連結子会社の一部を含んでいる。

(b) 電気料収入

種別	2021年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電気料収入	3,310,453	86.6

(注) 1. 連結子会社の一部を含んでいる。

2. 電気料収入は小売販売電力量に相当する。

(c) 託送収入

種別	2021年度 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	1,548,254	95.7

(注) セグメント間取引消去前。

④ 託送供給料金

東京電力パワーグリッド株式会社は、2020年7月28日、電気事業法第18条第1項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る認可申請（電気事業法施行規則第45条の21の2及び第45条の21の5の規定による経済産業大臣からの通知並びに原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第3条第3項の規定による積立ての終了に基づく新たな料金を設定）を経済産業大臣に行い、2020年9月4日に経済産業大臣の認可を受け、2020年10月1日から実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済・社会情勢に配慮し、託送料金引上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年間延期することとし、料金は2020年10月1日から1年間据え置き、2021年10月1日から1kWhあたり+0.03円の見直しをしている。

約款実施の日から2021年9月30日までの期間における主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)	
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.54
				10W超過 20Wまで		〃	71.09
				20W 〃 40W 〃		〃	142.19
				40W 〃 60W 〃		〃	213.28
				60W 〃 100W 〃		〃	355.47
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	355.47
		小型 機器 料金	50VAまで	1 機器	1 か月につき	106.17	
			50VA超過 100VAまで		〃	212.34	
			100VA 〃 100VAまでごとに		〃	212.34	
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00
				S B契約；5Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50
	S B契約；15Aの場合				〃	214.50	
	電力量料金		1 kWhにつき		7.45		
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50	
			S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00	
			S B契約；5Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50	
			S B契約；15Aの場合		〃	214.50	
		電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		8.20	
			夜間時間	〃		6.55	
		電灯従量接続送電サービス		〃		10.97	
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00	
			主開閉器契約		〃	445.50	
		電力量料金	1 kWhにつき		5.17		

					単位		料金単価 (円)	
接続送電サービス	低圧	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		"		445.50
		電力 量料金	昼間時間		1 k W hにつき		5.69	
			夜間時間		"		4.57	
		動力従量接続送電サービス					"	
	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555.50	
			電力量料金		1 k W hにつき		2.34	
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555.50	
			電力 量料金	昼間時間		1 k W hにつき		2.57
		夜間時間		"		2.04		
		高圧従量接続送電サービス					"	
	ピークシフト割引					1 k W	1 か月につき	471.90
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		"		379.50	
			電力量料金		1 k W hにつき		1.30	
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	379.50	
			電力 量料金	昼間時間		1 k W hにつき		1.39
		夜間時間		"		1.17		
		特別高圧従量接続送電サービス					"	
	ピークシフト割引					1 k W	1 か月につき	322.30
予備送電 サービス	高圧	予備送電サービスA				"	71.50	
		予備送電サービスB				"	88.00	
	特別 高圧	予備送電サービスA				"	66.00	
		予備送電サービスB				"	77.00	
近接性 評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合				1 k W hにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合				"	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合				"	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S Bとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

なお、2021年10月1日以降における主要託送供給料金は下記のとおりである。（2021年4月1日実施の託送供給等約款にて一部メニュー単価を誤って変更したため、2021年7月に当該部分の変更を取り消し）

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)	
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.67
				10W超過 20Wまで		〃	71.34
				20W 〃 40W 〃		〃	142.71
				40W 〃 60W 〃		〃	214.05
				60W 〃 100W 〃		〃	356.76
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	356.76
		小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	106.56	
			50V A超過 100V Aまで		〃	213.11	
			100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	213.11	
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00
				S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50
	S B契約；15 Aの場合				〃	214.50	
	電力量料金		1 kWhにつき		7.48		
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50	
			S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00	
			S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50	
			S B契約；15 Aの場合		〃	214.50	
		電力量料金		昼間時間	1 kWhにつき		8.23
				夜間時間	〃		6.58
	電灯従量接続送電サービス				〃		11.00
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00	
			主開閉器契約		〃	445.50	
		電力量料金		1 kWhにつき		5.20	
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00		
		主開閉器契約		〃	445.50		
	電力量料金		昼間時間	1 kWhにつき		5.72	
			夜間時間	〃		4.60	
動力従量接続送電サービス				〃		16.74	

				単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		2.37	
		高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	2.60	
				夜間時間	〃	2.07	
		高圧従量接続送電サービス			〃		11.48
		ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	471.90
	特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金	〃		379.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		1.33	
		特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	379.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	1.42	
				夜間時間	〃	1.20	
		特別高圧従量接続送電サービス			〃		7.55
		ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	322.30
予備送電サービス	高圧	予備送電サービスA		〃	71.50		
		予備送電サービスB		〃	88.00		
	特別高圧	予備送電サービスA		〃	66.00		
		予備送電サービスB		〃	77.00		
近接性評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合			1 kWhにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合			〃	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合			〃	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S Bとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞による電力需要の落ち込みからの回復がみられたものの、ウクライナ情勢を受けた世界的な燃料価格の高騰や小売事業におけるさらなる競争の激化などにより、一層厳しい状況にある。

こうした状況のなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、第四次総合特別事業計画に基づき、信頼回復に最優先で取り組むとともに、カイゼン活動をはじめとした経営合理化をすすめたほか、「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とした事業を展開し、収益力と企業価値の向上に努めてきた。

当社グループの当連結会計年度の小売販売電力量は、厳しい競争の継続や気温の影響などにより、前連結会計年度比8.9%減の1,865億kWhとなったが、卸販売電力量が増加したことから、総販売電力量は、前連結会計年度比1.0%増の2,338億kWhとなった。

当連結会計年度の連結収支については、収益面では、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用などにより、売上高（営業収益）は前連結会計年度比9.5%減の5兆3,099億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は10.1%減の5兆3,744億円となった。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前連結会計年度比7.9%減の5兆3,294億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比76.3%減の449億円となった。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,166億円を特別利益として計上する一方、原子力損害賠償費など1,464億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は56億円となった。

当連結会計年度の自己資本比率については前連結会計年度の25.8%から24.9%に、デット・エクイティ・レシオについては前連結会計年度の1.56から1.70となった。また、資本効率の指標であるROE/ROAについては、それぞれ0.2%/0.4%となった。

当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

[ホールディングス]

売上高（営業収益）は、前連結会計年度と同水準の6,200億円（前連結会計年度比0.7%減）となった。

また、基幹事業会社からの受取配当金が増加したことなどから、経常利益は前連結会計年度比809億円増の730億円となった。

[フュエル&パワー]

持分法適用関連会社である株式会社JERAが、燃料費調整制度に起因する期ずれによる悪化影響を受け減益となったことなどから、経常利益は前連結会計年度比86.2%減の96億円となった。

[パワーグリッド]

託送収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比2.1%減の1兆9,623億円となった。

加えて、修繕費や固定資産除却費が増加したことなどから、経常利益は前連結会計年度比30.0%減の1,183億円となった。

[エナジーパートナー]

新たな会計基準の適用に加え、競争の激化や小売販売電力量の減少などにより、売上高（営業収益）は前連結会計年度比13.4%減の4兆3,606億円となった。

加えて、燃料価格高騰等による調達コストが増加したことなどから、経常損益は前連結会計年度比729億円減の664億円の損失となった。

[リニューアブルパワー]

販売電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比6.7%増の1,531億円となった。

一方、固定資産税が増加したことなどから、経常利益は前連結会計年度比4.5%減の459億円となった。

電力需要へのコロナ影響は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置はあったものの、前年同期と比較すると緩やかな回復傾向がみられた。

当連結会計年度のエリア需要は、前年同期比で24億kWh（0.9%）程度の増加となった。新型コロナウイルスの影響分を正確に算定することは難しいが、一定の仮定をおいた試算を行うと、エリア電力需要は前年同期比で36億kWh程度が新型コロナウイルス影響の反動増分と考えられる。

小売販売電力量については、競争激化等により前年同期比で182億kWh（9%）程度の減少となった。新型コロナウイルスの影響分を正確に特定することは難しいが、一定の仮定を置いた試算を行うと、新型コロナウイルス影響の需要減影響の反動増は前年同期比で19億kWh程度と考えられる。

長期的な構造変化も含めた、全体的な電力需要への影響について、楽観視することなく影響を注視しつつ、引き続き電力の安定供給維持に努める。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況

イ. キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

2022年3月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金については、以下のとおりである。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	473,835	260,000	230,806	210,000	190,000	1,735,769
長期借入金	23,765	57,102	28,091	10,657	2,718	47,100
短期借入金	2,170,398	—	—	—	—	—
合計	2,668,000	317,102	258,897	220,657	192,718	1,782,869

上記については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（金融商品関係） 2. 金融商品の時価等に関する事項（注2）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ. 財務政策

当社グループとして、総合特別事業計画（2012年5月に主務大臣より認定。）において機構から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対し追加与信及び借換え等による与信を維持することなどをお願いしており、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰を2017年3月に実現しており、2021年度はパワーグリッドにおいて4,500億円の公募社債を発行し、リニューアブルパワーにおいて400億円のグリーンボンドを発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっている。

金融機関からの借入金や社債の発行により調達した資金は、電気事業等に必要な設備資金、借入金返済及び社債償還等に充当している。設備投資計画については、「第3 設備の状況」のとおりであり、借入金返済及び社債償還の予定については、「② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況 イ. キャッシュ・フロー等 (b) 有利子負債」のとおりである。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりである。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

四次総特のとおり、賠償・廃炉に関して、当社グループ全体で年間約5,000億円程度の資金を確保する。加えて、年間約4,500億円規模の利益創出も可能な収益基盤を目指す。

当連結会計年度における経常利益は449億円となった。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」並びに「四次総特」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」、「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」及び「カーボンニュートラル実現に向けた技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、18,160百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、ホールディングスが8,611百万円、パワーグリッドが7,870百万円、エナジーパートナーが1,048百万円、リニューアブルパワーが630百万円である。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要な最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、566,056百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、以下のとおりである。

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
ホールディングス	原子力	151,565
	原子燃料	51,176
	その他	13,983
	合計	216,725
フュエル&パワー	その他	0
	合計	0
パワーグリッド	送電	128,026
	変電	40,006
	配電	130,510
	業務	7,506
	その他	2,897
	合計	308,946
エナジーパートナー	業務	7,760
	その他	13,675
	合計	21,436
リニューアブルパワー	水力・新エネルギー等	20,672
	その他	246
	合計	20,919
総計		568,028

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数（人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
ホールディングス	(14,566) 40,136	186,464	874,272	△18,349	1,082,523	12,277
フュエル&パワー	(-) -	365	174	△0	539	0
パワーグリッド	(21,685) 364,885	159,470	3,708,347	△36,804	4,195,900	20,450
エナジーパートナー	(-) -	11,842	56,074	△0	67,916	3,187
リニューアブルパワー	(227,046) 15,328	9,537	375,802	△1	400,666	1,326
計	(263,299) 420,350	367,680	5,014,670	△55,155	5,747,547	37,240

(注) 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者699人を含まない。

(2) 提出会社

2022年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			土地	建物	機械装置 その他	計	
原子力発電設備	ホールディングス	発電所数 1か所	(9,687)	116,578	836,088	971,755	5,207
		最大出力 8,212,000kW	19,088				
業務設備	ホールディングス	—	(—)	2,328	12,113	14,442	1,701
計		—	(9,687) 19,088	118,907	848,202	986,197	6,908

- (注) 1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は1,245千㎡である。その主なものは、原子力発電設備用借地1,245千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備71百万円、事業外固定資産60百万円及び附帯事業固定資産1,103百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者等205人を含まない。
6. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備

原子力発電設備

2022年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	出力(kW)	土地面積(千㎡)
福島第一	ホールディングス	福島県双葉郡大熊町	—	3,964
福島第二	ホールディングス	福島県双葉郡楢葉町	—	1,513
柏崎刈羽	ホールディングス	新潟県柏崎市	8,212,000	4,209

- (注) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、廃止となっている。また、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
				土地	建物	機械装置 その他	計	
東京電力フ ュエル&パ ワー㈱	業務設備	フュエル& パワー	—	(—) —	365	174	539	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	水力発電設 備	パワーグリ ッド	発電所数 1か所 最大出力 50kW	(0) 0	0	38	39	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	内燃力発電 設備	パワーグリ ッド	発電所数 10か所 最大出力 58,360kW	(79) 1,139	2,233	5,683	9,056	49
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	新エネルギ ー等発電設 備	パワーグリ ッド	発電所数 1か所 最大出力 315kW	(—) —	—	22	22	0
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	送電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 14,830km 回線延長 28,453km 地中電線路 亘長 6,473km 回線延長 12,513km 支持物数 50,021基	(9,725) 150,474	7,662	1,239,833	1,397,970	1,553
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	変電設備	パワーグリ ッド	変電所数 1,613か所 出力 1,500,000kW 278,253,010kVA 調相設備容量 50,895,820kVA	(10,554) 155,478	71,231	415,453	642,163	1,805
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	配電設備	パワーグリ ッド	架空電線路 亘長 345,043km 電線延長 1,030,277km 地中電線路 亘長 19,883km 電線延長 35,691km 支持物数 5,991,666基 変圧器個数 2,576,610個 変圧器容量 110,479,400kVA	(280) 14,544	23,033	2,022,799	2,060,377	6,234
東京電力パ ワーグリッ ド㈱	業務設備	パワーグリ ッド	本社1か所 総支社10か所 電力所2か所 等	(1,015) 23,956	40,012	18,159	82,127	4,567
東京電力エ ナジーパー ートナー㈱	業務設備	エナジーパ ートナー	—	(—) —	959	19,062	20,022	2,388
東京電力リ ニューアブ ルパワー㈱	水力発電設 備	リニューア ブルパワー	発電所数 163か所 最大出力 9,879,262kW	(221,904) 8,290	8,128	353,682	370,101	791
東京電力リ ニューアブ ルパワー㈱	新エネルギ ー等発電設 備	リニューア ブルパワー	発電所数 5か所 最大出力 50,770kW	(230) 6,041	5	4,623	10,670	5
東京電力リ ニューアブ ルパワー㈱	業務設備	リニューア ブルパワー	—	(—) —	23	285	308	263
東京発電㈱	水力発電設 備	リニューア ブルパワー	発電所数 77か所 最大出力 186,930kW	(4,911) 989	1,381	17,210	19,581	267

- (注) 1. 変電設備出力の上段1,500,000kWは周波数変換設備の出力である。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は185,879千㎡である。その主なものは、送電設備用借地179,785千㎡である。
4. 「従業員数」には建設工事専従者等496人を含まない。
5. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

水力発電設備

2022年3月31日現在

会社名	発電所名	セグメント の名称	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
					最大	常時	
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	鬼怒川	リニューアブ ルパワー	栃木県日光市	利根川	127,000	3,500	594
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	今市	リニューアブ ルパワー	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	塩原	リニューアブ ルパワー	栃木県那須塩原 市	那珂川	900,000	—	1,017
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	矢木沢	リニューアブ ルパワー	群馬県利根郡み なかみ町	利根川	240,000	—	34
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	玉原	リニューアブ ルパワー	群馬県利根郡み なかみ町	利根川	1,200,000	—	921
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	神流川	リニューアブ ルパワー	群馬県多野郡上 野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	葛野川	リニューアブ ルパワー	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	—	1,367
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	秋元	リニューアブ ルパワー	福島県耶麻郡猪 苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	安曇	リニューアブ ルパワー	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	水殿	リニューアブ ルパワー	長野県松本市	信濃川	245,000	—	895
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	新高瀬川	リニューアブ ルパワー	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	中津川第一	リニューアブ ルパワー	新潟県中魚沼郡 津南町	信濃川	127,000	13,900	343
東京電力リニュー ーアブルパワー(株)	信濃川	リニューアブ ルパワー	新潟県中魚沼郡 津南町	信濃川	181,000	88,400	457

主要送電設備

2022年3月31日現在

会社名	線路名	セグメントの名称	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
東京電力パワーグリッド(株)	西群馬幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
東京電力パワーグリッド(株)	南新潟幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
東京電力パワーグリッド(株)	南いわき幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
東京電力パワーグリッド(株)	福島幹線	パワーグリッド	架空	500	181.62
東京電力パワーグリッド(株)	福島東幹線	パワーグリッド	架空	500	171.35
東京電力パワーグリッド(株)	新豊洲線	パワーグリッド	地中	500	39.50
東京電力パワーグリッド(株)	葛南世田谷線	パワーグリッド	地中	275	32.50
東京電力パワーグリッド(株)	千葉葛南線	パワーグリッド	地中	275	30.38

主要変電設備

2022年3月31日現在

会社名	変電所名	セグメントの名称	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	新野田	パワーグリッド	千葉県野田市	500	7,720,000	288
東京電力パワーグリッド(株)	新京葉	パワーグリッド	千葉県船橋市	500	7,050,000	373
東京電力パワーグリッド(株)	房総	パワーグリッド	千葉県市原市	500	6,690,000	239
東京電力パワーグリッド(株)	新富士	パワーグリッド	静岡県駿東郡小山町	500	6,670,000	325
東京電力パワーグリッド(株)	新古河	パワーグリッド	茨城県猿島郡境町	500	6,000,000	234

主要業務設備

2022年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	所在地	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	本社	パワーグリッド	東京都千代田区 他	356
東京電力パワーグリッド(株)	総支社等	パワーグリッド	東京都新宿区 他	659

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

連結ベースの2022年度の設備投資計画は、775,614百万円である。セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが333,246百万円、フュエル&パワーが1百万円、パワーグリッドが349,292百万円、エナジーパートナーが47,451百万円、リニューアブルパワーが35,745百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 2022年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

会社名	件名	セグメントの名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力リニューアブルパワー(株)	葛野川 1号機	リニューアブルパワー	各400	1号機 1992年11月	1号機 1999年12月
	2号機			2号機 1992年11月	2号機 2000年6月
	3号機			3号機 1997年8月	3号機 2032年度以降
	4号機			4号機 1997年8月	4号機 2014年6月
東京電力リニューアブルパワー(株)	神流川 1号機	リニューアブルパワー	各470	1997年2月	1号機 2005年12月
	2号機				2号機 2012年6月
	3号機				3号機 2032年度以降
	4号機				4号機 2032年度以降
	5号機				5号機 2032年度以降
	6号機				6号機 2032年度以降

原子力

会社名	件名	セグメントの名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力ホールディングス(株)	東通 1号	ホールディングス	各1,385	1号 2011/1	1号 未定
	東通 2号			2号 未定	2号 未定

送電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (k V)	亘長 (k m)	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	姉崎共火線新設	パワーグリッド	275	1号線：0.5 2号線：0.5	2021年6月	2022年5月 (1号線) 2022年6月 (2号線)
東京電力パワーグリッド㈱	西群馬幹線東山梨 (変)引込線新設	パワーグリッド	500	1号線：0.1 2号線：0.1	2022年6月	2022年11月 (1号線) 2022年10月 (2号線)
東京電力パワーグリッド㈱	五井火力線建替	パワーグリッド	275	11.1	2022年4月	2023年10月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西線新設	パワーグリッド	275	10.5	2020年4月	2024年4月
東京電力パワーグリッド㈱	鹿島海浜線接続変更	パワーグリッド	275	1番線： 0.2→0.3 2番線： 0.2→0.3	2023年7月	2025年4月 (1番線) 2024年11月 (2番線)
東京電力パワーグリッド㈱	MS18GHZ051500アクセ ス線（仮称）新設	パワーグリッド	275	0.1	2024年6月	2025年1月
東京電力パワーグリッド㈱	福島幹線山線接続変 更	パワーグリッド	500	1号線：1.1 2号線：1.1	2024年5月	2025年1月 (1号線) 2025年4月 (2号線)
東京電力パワーグリッド㈱	東新宿線引替	パワーグリッド	275	2番線： 23.4→5.0 3番線： 23.4→5.3	2024年度	2032年11月 (2番線) 2025年11月 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	新宿線引替	パワーグリッド	275	1番線： 22.1→21.2 2番線： 19.9→21.2 3番線： 19.8→21.2	2019年8月	2028年8月 (1番線) 2032年11月 (2番線) 2025年11月 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	東清水線新設	パワーグリッド	275	18.8（既設流用 6.4含む）	2022年12月	2027年1月
東京電力パワーグリッド㈱	G5100026アクセス線 （仮称）新設	パワーグリッド	500	1番線：0.7 2番線：0.7	2023年8月	2027年3月 (1番線) 2028年2月 (2番線)
東京電力パワーグリッド㈱	新袖ヶ浦線新設	パワーグリッド	500	1号線：0.1 2号線：0.1	2026年5月	2027年3月 (1号線) 2028年2月 (2号線)
東京電力パワーグリッド㈱	城北線新設	パワーグリッド	275	20.9	2021年12月	2030年2月

変電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	増加出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新木更津変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	900MVA	2020年8月	2022年5月 (8B) 2022年6月 (5B)
東京電力パワーグリッド㈱	南多摩変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	100MVA	2021年6月	2022年6月
東京電力パワーグリッド㈱	新栃木変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2021年5月	2022年11月
東京電力パワーグリッド㈱	東山梨変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2019年11月	2022年12月
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2022年4月	2023年3月
東京電力パワーグリッド㈱	新野田変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	80MVA	2023年1月	2023年10月
東京電力パワーグリッド㈱	北東京変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2022年7月	2024年2月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西変電所新設	パワーグリッド	275/66	600MVA	2022年3月	2024年4月
東京電力パワーグリッド㈱	鹿島変電所変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2023年4月	2024年6月
東京電力パワーグリッド㈱	中東京変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	200MVA	2023年8月	2025年1月 (1B) 2025年6月 (2B)
東京電力パワーグリッド㈱	豊岡変電所変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2024年9月	2026年6月
東京電力パワーグリッド㈱	新富士変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2024年5月	2027年2月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000(注)

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所 市場第一部 (事業年度末現在) プライム市場 (提出日現在)	単元株式数は100株
A種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。)	1,600,000,000	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株 (注1、2、3)
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。)	340,000,000	340,000,000	非上場	単元株式数は10株 (注1、2、3)
計	3,547,017,531	3,547,017,531	—	—

(注1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式(以下「本優先株式」という。)には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(以下本(注1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）(1)④及び（注3）(2)④を参照。

- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

- (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii)下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目途がついたと機構が判断する場合、又は(ii)当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること。

- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

- (3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.25\%$$

なお、A種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BB A）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ。において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(1)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(1)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する普} \\ \text{通株式の数）} \end{array} \times \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right) + \frac{\text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ.に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ.に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

B種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.5%

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ.に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本(2)において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本(2)において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+} \\ \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ. A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から 2022年3月31日まで)	第98期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (2022年1月1日から 2022年3月31日まで)	第98期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式	発行価格(払込金額) 200円、総額320,000百万円
	資本組入額 100円、総額160,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
B種優先株式	発行価格(払込金額) 2,000円、総額680,000百万円
	資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	28	66	59	2,225	577	460	421,118	424,533	—
所有株式数 (単元)	433,796	4,052,622	179,788	591,613	4,351,720	6,403	6,396,636	16,012,578	5,759,731
所有株式数の 割合(%)	2.71	25.31	1.12	3.69	27.18	0.04	39.95	100.00	—

(注) 1. 自己株式 3,289,194株は、「個人その他」に32,891単元、「単元未満株式の状況」に94株含まれている。

なお、自己株式3,289,194株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,288,124株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数10株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	222,478	6.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	62,624	1.77
東京電力グループ従業員持株 会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	53,259	1.50
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	26,497	0.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	19,918	0.56
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM E14 5HP (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	19,651	0.55
計	—	2,449,435	69.12

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.09
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,224,782	6.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	626,248	1.96
東京電力グループ従業員持株 会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	532,597	1.67
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	264,978	0.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	199,180	0.62
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	1 CHURCHILL PLACE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM E14 5HP (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	196,515	0.62
計	—	21,094,347	66.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,288,100	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,594,013,800	15,940,138	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 5,759,731	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,940,138	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東京電力ホールディング ス株式会社	東京都千代田区内幸町 1丁目1番3号	3,288,100	—	3,288,100	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目 8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁 目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,244,000	—	7,244,000	0.20

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	23,196	7,556,514
当期間における取得自己株式	3,894	1,808,317

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	719	237,052	169	84,858
保有自己株式数	3,288,124	—	3,291,849	—

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡）」には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、燃料費調整制度の期ずれ影響の悪化や、小売販売電力量の減少があったものの、グループ全社を挙げた収支改善に努めた結果、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役員等

取締役会は、社外取締役6名を含む13名（男性11名、女性2名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的な、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。取締役会の議長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

執行役（男性15名、女性1名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催され、代表執行役社長が議長を務める取締役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役員での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。執行役会の構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (2) 執行役」に記載の執行役に加え、監査委員の取締役 森下義人である。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役4名を含む6名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役4名を含む5名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち1名は公認会計士として、1名は弁護士として、1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

また、監査委員会を補助するため、2名の監査特命役員と9名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役員会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役4名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
春日 淳志	EY新日本有限責任監査法人
清水 幹雄	EY新日本有限責任監査法人
前川 和之	EY新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士29名、その他52名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役 小林喜光、同 國井秀子、同 高浦英夫、同 大八木成男、同 大西正一郎、同 新川麻及び同 森下義人との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

ニ. 取締役及び執行役との補償契約

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び執行役全員との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしている。ただし、当社が各取締役又は各執行役に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の費用等については当社が補償義務を負わないこととするとともに、各取締役又は各執行役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしている。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしている。また、保険料は当社が全額を負担している。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

③ 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年4月制定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室（人員54名）が中心となり、事業活動全般にわたる業務遂行状況やその管理について監査するとともに、必要に応じて特定のテーマについて監査している。主要な内部監査結果は社長及び取締役会等に報告され、監査対象箇所等は監査結果に基づき所要の改善措置を講じている。また、内部監査組織は、監査で確認した事項について、執行役会等に報告するとともに、必要に応じて取締役会に直接報告することができる。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑤ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

⑦ 種類株式の発行

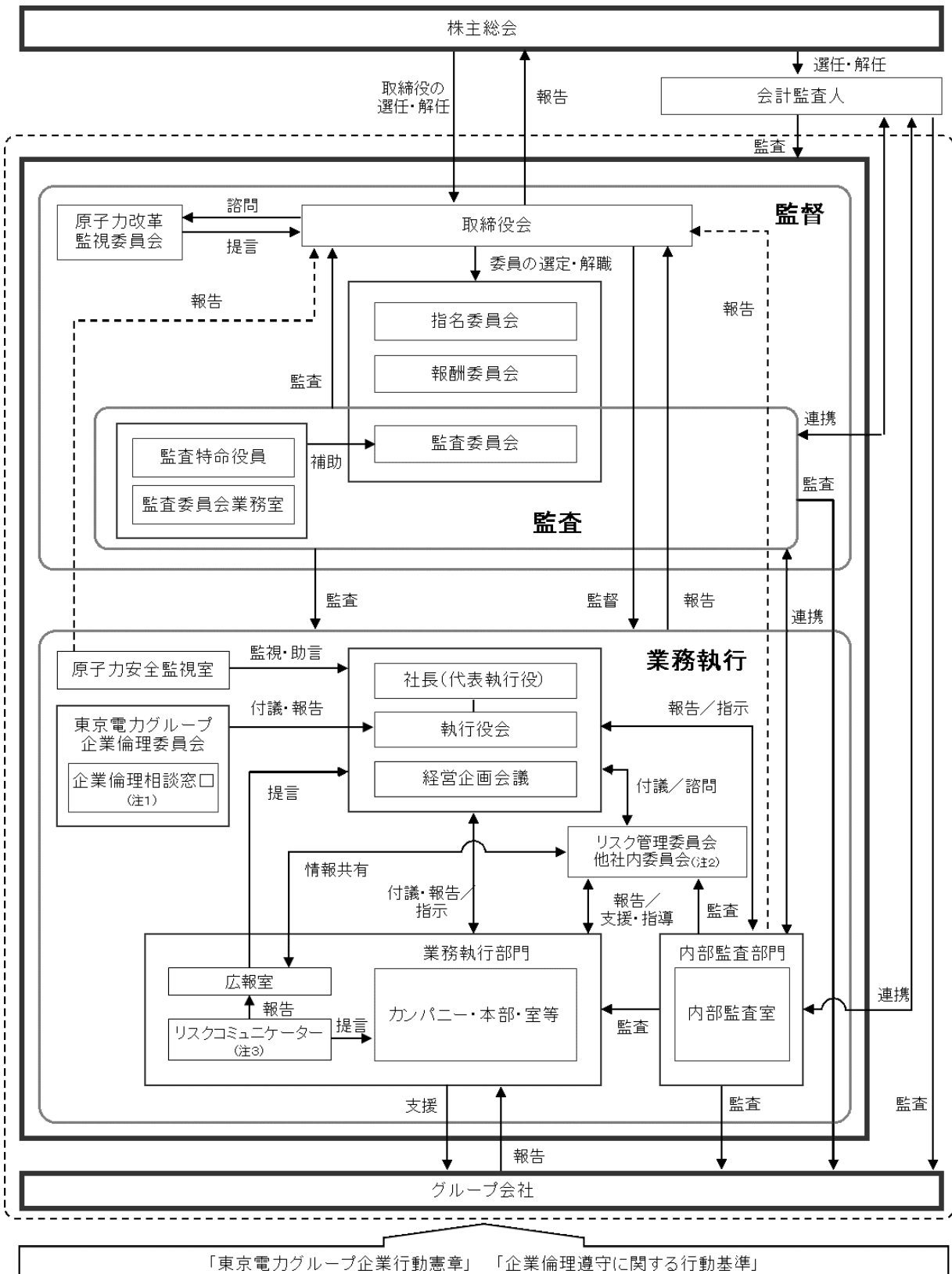
当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。

<会社の機関・内部統制等の関係>



「東京電力グループ企業行動憲章」 「企業倫理遵守に関する行動基準」

(注1) 社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口
 (注2) 投資管理委員会 等
 (注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（2021年12月21日改定）＞
当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が取締役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 内部監査組織は、監査で確認した事項について、執行役会等に報告するとともに、必要に応じて取締役会に直接報告する。
- (7) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (8) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性20名 女性3名 (役員のうち女性の比率13.0%)

(1) 取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 指名委員会委員長 監査委員会委員 報酬委員会委員	小林 喜光	1946年11月18日生	1974年12月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社 2007年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 2007年4月 三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2012年4月 三菱化学株式会社取締役会長 2012年6月 当社取締役(2015年3月まで) 2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長 2015年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2015年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 2017年10月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 2021年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役 2021年6月 当社取締役会長(現)	(注)2	普通株式 21,600
取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員長	國井 秀子	1947年12月13日生	1982年5月 株式会社リコー入社 2005年6月 株式会社リコー常務執行役員 2008年4月 株式会社リコーグループ執行役員 2008年4月 リコーソフトウェア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長 2009年4月 株式会社リコー理事 2012年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 2013年4月 芝浦工業大学学長補佐 2013年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 2014年6月 当社取締役(現) 2018年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授 2019年4月 芝浦工業大学客員教授(現)	(注)2	普通株式 10,552
取締役 監査委員会委員長 報酬委員会委員	高浦 英夫	1949年6月19日生	1977年5月 公認会計士(現) 2006年9月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ)代表執行役 2009年5月 あらた監査法人代表社員 2015年6月 本田技研工業株式会社社外監査役 2017年6月 本田技研工業株式会社社外取締役(監査等委員) 2017年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 12,543

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	大八木 成男	1947年5月17日生	1971年3月 帝人株式会社入社 2008年6月 帝人株式会社代表取締役社長CEO 2010年6月 帝人株式会社代表取締役社長執行役員CEO 2014年4月 帝人株式会社取締役会長 2018年4月 帝人株式会社取締役相談役 2018年6月 帝人株式会社相談役(現) 2020年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 6,886
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	大西 正一郎	1963年9月25日生	1992年4月 弁護士(現) 2003年11月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター 2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役 2017年11月 FCDパートナーズ株式会社代表取締役(現) 2020年6月 当社取締役(現) 2021年8月 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員(現) 2022年4月 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員	新川 麻	1965年2月17日生	1991年4月 弁護士(現) 2001年1月 西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)パートナー(現) 2019年4月 東京大学大学院法学政治学研究所客員教授 2021年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員	小早川 智明	1963年6月29日生	1988年4月 当社入社 2014年6月 当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長 2015年6月 当社常務執行役カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント 2016年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長商品開発室長 2016年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役、代表執行役社長原子力改革特別タスクフォース長(現)	(注)2	普通株式 17,205

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	守谷 誠二	1963年4月21日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 当社監査委員会業務室長 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社取締役 2018年9月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼社長補佐 2019年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐 2020年2月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐兼E V推進室長 2020年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者兼社長補佐 2022年4月 当社取締役、代表執行役副社長最高リスク管理責任者兼社長補佐(現)	(注) 2	普通株式 74,165
取締役	山口 裕之	1965年6月5日生	1991年4月 当社入社 2017年6月 当社経営企画ユニット経理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー 2020年4月 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長 2021年4月 当社常務執行役 2021年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役(非常勤)(現) 2021年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤)(現) 2021年8月 当社常務執行役ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント 2021年10月 当社常務執行役 2022年4月 当社代表執行役副社長最高財務責任者 2022年6月 当社取締役、代表執行役副社長最高財務責任者(現)	(注) 2	普通株式 17,146

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	児島 力	1963年10月25日生	<p>1986年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>1996年4月 世界銀行グループ国際金融公社投資官</p> <p>2003年2月 GEプラスチックグローバル・マーケティング本部長</p> <p>2005年6月 同社アジア・パシフィック・マーケティング本部長</p> <p>2007年4月 ブリッジポイント・キャピタル(英国)ディレクター</p> <p>2013年4月 三菱商事株式会社産業金融事業本部企業金融部長</p> <p>2016年4月 同社新産業金融事業グループCEOオフィス室長</p> <p>2019年4月 同社複合都市開発グループCEOオフィス室長</p> <p>2019年12月 当社参与</p> <p>2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長兼常務取締役海外事業担当</p> <p>2021年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長最高財務責任者(CFO)兼海外事業担当</p> <p>2022年4月 当社執行役副社長最高イノベーション責任者</p> <p>2022年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤)(現)</p> <p>2022年6月 当社取締役、執行役副社長最高イノベーション責任者(現)</p>	(注)2	普通株式 1,641
取締役	福田 俊彦	1958年3月14日生	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2014年8月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構執行役員技術グループ</p> <p>2019年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント</p> <p>2021年4月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構上席執行役員廃炉戦略企画室長</p> <p>2022年4月 当社常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長</p> <p>2022年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長(現)</p>	(注)2	普通株式 11,071

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員	吉野 栄洋	1968年10月16日生	1992年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2012年6月 原子力損害賠償支援機構（現原子力損害賠償・廃炉等支援機構）執行役員 2017年7月 経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ担当） 2018年7月 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 2020年6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長（現） 2020年6月 当社執行役社長補佐兼経営企画担当（共同） 2021年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）（現）	(注) 2	普通株式 0
取締役 監査委員会委員	森下 義人	1962年3月14日生	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット經理室長兼ビジネスソリューション・カンパニー 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役經理・社債等担当兼当社経営企画ユニット經理室 2017年6月 当社常務執行役 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤） 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤） 2019年4月 当社参与 2019年6月 当社取締役（現）	(注) 2	普通株式 31,841
計					204,650

(注) 1. 取締役 小林 喜光、同 國井 秀子、同 高浦 英夫、同 大八木 成男、同 大西 正一郎及び同 新川 麻は、社外取締役である。

2. 2022年6月28日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長 原子力改革特別タスクフォース 長	小早川 智明	1963年6月29日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 17,205
代表執行役副社長 最高リスク管理責任者兼社長補 佐	守谷 誠二	1963年4月21日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 74,165
代表執行役副社長 最高財務責任者	山口 裕之	1965年6月5日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 17,146
執行役副社長 最高労務人事責任者	佐伯 光司	1963年6月30日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット総務・法 務室長 2016年4月 当社常務執行役経営企画ユニッ ト総務・法務室長兼福島本部副 本部長兼原子力・立地本部副本 部長 2016年6月 当社常務執行役福島本部副本 部長兼原子力・立地本部副本 部長 2017年6月 当社常務執行役安全統括、原子 力・立地本部副本部長（青森担 当） 2018年4月 当社常務執行役 2018年10月 当社常務執行役CRE推進室長 2018年11月 当社常務執行役秘書室長兼CR E推進室長 2019年4月 当社執行役副社長 2022年4月 当社執行役副社長最高労務人事 責任者（現）	(注) 1	普通株式 25,001
執行役副社長 最高イノベーション責任者	児島 力	1963年10月25日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 1,641
常務執行役 最高情報責任者兼最高情報セキ ュリティ責任者	関 知道	1964年1月10日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次 長 2016年4月 当社常務執行役IoT担当 2017年6月 当社常務執行役IoT担当兼経 営企画ユニットシステム企画室 長 2018年4月 当社常務執行役IoT担当 2020年4月 当社常務執行役最高情報責任者 兼最高情報セキュリティ責任者 （現）	(注) 1	普通株式 3,662
常務執行役 防災・安全統括	山本 竜太郎	1964年1月19日生	1988年4月 当社入社 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社東京総支社長（常務取締役待 遇） 2018年4月 当社執行役員技監 2018年10月 当社常務執行役防災・安全統括 （現）	(注) 1	普通株式 5,439

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 最高マーケティング責任者兼E S G担当兼チーフ・スポークス パーソン兼エリアエネルギーイ ノベーション事業室長	長崎 桃子	1969年12月8日生	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2016年5月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー</p> <p>2016年9月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー兼ガス事業プロジェクト 推進室ガスライフ推進グループ マネージャー</p> <p>2017年6月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部テプロ カスタマーサービス株式会社出 向（代表取締役社長）</p> <p>2017年10月 東京電力エナジーパートナー株 式会社サービスソリューション 事業本部テプロカスタマーサー ビス株式会社出向（代表取締役 社長）</p> <p>2019年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社常務取締役最高情報責任 者(C I O)兼オペレーション本 部長</p> <p>2020年4月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼E V 推進室長</p> <p>2020年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤）（現）</p> <p>2020年4月 東京電力リニューアブルパワー 株式会社取締役（非常勤） （現）</p> <p>2021年4月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼チー フ・スポークスパーソン</p> <p>2022年4月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼チー フ・スポークスパーソン兼エリ アエネルギーイノベーション事 業室長（現）</p>	(注) 1	普通株式 3,128

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 経営企画担当（共同）兼事業再 構築・アライアンス担当	酒井 大輔	1969年8月12日生	1994年4月 当社入社 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式 会社経営企画室長 2018年5月 東京電力フュエル&パワー株式 会社経営企画室長兼電気・ガス 販売部長 2018年7月 東京電力フュエル&パワー株式 会社経営企画室長 2019年4月 東京電力パワーグリッド株式会 社経営企画室東電物流株式会社 出向 2021年4月 当社経営企画ユニット企画室長 2022年4月 当社常務執行役経営企画担当 （共同）兼事業再構築・アライ アンス担当（現）	(注) 1	普通株式 1,640
常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニー・ プレジデント兼廃炉・汚染水対 策最高責任者	小野 明	1959年6月1日生	1983年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進 カンパニー・バイスプレジデン ト兼福島第一原子力発電所長兼 福島本部 2016年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構執行役員戦略グループ長 2018年2月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構上席執行役員プログラム監 督・支援室長 2018年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者兼 プロジェクト計画部長 2019年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 2021年8月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者兼 廃炉情報・企画統括室長 2022年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 （現）	(注) 1	普通株式 7,285
常務執行役 福島復興本社代表兼福島本部長 兼原子力・立地本部副本部長	高原 一嘉	1964年8月2日生	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社福島本部福島広報部長 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会 社茨城総支社長 2019年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進 カンパニー・バイスプレジデン ト 2021年4月 福島復興本社代表兼福島本部長 兼原子力・立地本部副本部長 （現）	(注) 1	普通株式 3,387

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長	橘田 昌哉	1964年1月15日生	1987年4月 当社入社 2015年6月 当社新潟本部副本部長 2017年6月 当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 2,186
常務執行役 原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長	宗 一誠	1964年1月30日生	1986年4月 当社入社 2015年6月 当社原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2018年4月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当）兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2019年4月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当） 2019年7月 当社常務執行役原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 4,278
常務執行役 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部	稲垣 武之	1963年8月7日生	1988年4月 当社入社 2017年6月 当社原子力設備管理部設備計画グループマネージャー兼原子力耐震技術センター安全調査グループマネージャー 2017年7月 当社原子力設備管理部設備計画グループマネージャー 2018年3月 当社原子力・立地本部（CFAM統括担当）兼原子力設備管理部 2018年7月 当社原子力安全・統括部部長代理兼原子力・立地本部（CFAM統括担当） 2020年4月 当社理事原子力・立地本部副本部長兼原子力・立地本部（CFAM統括担当） 2021年8月 当社常務執行役原子力改革担当兼原子力・立地本部（CFAM統括担当） 2021年10月 当社常務執行役原子力・立地本部長兼原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長兼原子力改革担当兼新潟本部 2022年4月 当社常務執行役原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部（現）	(注) 1	普通株式 941
常務執行役 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長	福田 俊彦	1958年3月14日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 11,071
執行役 会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）	吉野 栄洋	1968年10月16日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 0
計					178,175

- (注) 1. 2022年6月28日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に召集される取締役会の終結の時まで。
2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。
- | | |
|-------|---|
| 増井 秀企 | 原子力・立地本部副本部長 |
| 西村 冬彦 | 洋上風力担当 |
| 梶山 直希 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント |
| 多田 克行 | 原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット
原子力改革特別タスクフォース事務局 |
| 白井 真 | 福島本部環境再生室長 |
| 茨木 久美 | 最高経営理念責任者 |
| 松本 純一 | 福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジメント室長兼ALPS処理水対策責任者兼
福島本部 |
| 添田 隆秀 | 経営企画ユニット企画室 |
| 坂井 毅志 | 福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント |
| 内田 正明 | 福島復興本社副代表兼福島本部副本部長 |
| 兵頭 賢 | 経営企画ユニット投資統括室長 |
| 田南 達也 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント |
| 水谷 良亮 | 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所所長補佐兼原子力改革担当代理兼新潟本部 |
| 柿澤 幸彦 | 原子力・立地本部副本部長 |
| 岸野 真之 | 秘書室長兼最高リスク管理責任者補佐 |
| 阿部 俊一 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼廃炉情報・企画統括室長 |
| 大野 公輔 | 福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所所長兼福島本部 |

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、小林喜光、國井秀子、高浦英夫、大八木成男、大西正一郎及び新川麻の6名である。

社外取締役6名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役6名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えており、新川氏以外の社外取締役5名を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. 主要な取引先
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. 役員相互就任
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という。）
- ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用者であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とする事ができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役4名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、「(3)監査の状況 ④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

(3) 【監査の状況】

①監査委員会監査の状況

a. 監査委員会監査の組織、人員及び手続き

監査委員会監査の組織、人員及び手続きについては「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (c)監査委員会」に記載のとおりである。

b. 監査委員及び監査委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査委員会を21回開催しており、個々の監査委員の出席状況については以下のとおりである。

氏名	監査委員会への出席状況
高浦 英夫	21 / 21 回 (100%)
大西 正一郎	21 / 21 回 (100%)
國井 秀子	16 / 16 回 (100%)
新川 麻	16 / 16 回 (100%)
小林 喜光	16 / 16 回 (100%)
森下 義人	21 / 21 回 (100%)

國井秀子、新川麻、小林喜光は2021年6月の就任以降に開催された監査委員会への出席状況を記載している。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、四次総特や2021年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、柏崎刈羽原子力発電所の一連の不適切事案に対する原因究明及び内部統制上の課題並びにそれらに対する再発防止対策の取り組み状況、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけた。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した。

②内部監査の状況

内部監査については「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ③内部統制システムの整備等の状況」に記載のとおりである。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人の名称は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

b. 継続監査期間

53年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。

④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	166	17	208	4
連結子会社	275	7	347	27
計	441	25	556	31

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（上記 a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	164	—	60
連結子会社	6	134	8	150
計	6	299	8	211

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項なし。

（当連結会計年度）

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役のみで構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

②役員区分ごとの報酬などの総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	23	23	-	-	1
執行役	384	275	108	-	17
社外取締役	74	74	-	-	8

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、四次総特の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定している。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0～150%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定している。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

業績連動報酬の指標に関する実績については、会社業績は849億円であった。個人業績については、個人ごとに設定された指標やKPIに基づき評価を行い、概ね目標を達成している。

3. 当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定している。具体的には、当年度の取締役及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において6回にわたり審議を行った。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社

業績の達成度、安全確保や法令・企業倫理遵守など個人業績の達成度及びその他経営状況を考慮している。

報酬委員会としては、こうした経緯により決定された当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断している。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資有価証券に該当する株式のうち、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものを「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としている。

②提出会社における株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
内容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、当社事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	76	3,885
非上場株式以外の株式	1	2,837

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	2
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱日本製鋼所	742,800	742,800	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記（1）イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社は原子力・火力・水力の主要部材を製造しており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持・強化を図るため継続して保有している。	無
	2,837	1,951		

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

③東京電力エナジーパートナー株式会社における株式の保有状況

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力エナジーパートナー」という。）については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	22	3,185
非上場株式以外の株式	1	6,530

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 （銘柄）	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	東京電力エナ ジーパートナ ーの株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本瓦斯(株)	4,380,000	1,460,000	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記(1)イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社との業務提携の維持や、新事業への展開による収益強化を目的として継続して保有している。 株式分割による増加。(注)	無
	6,530	8,435		

(注) 日本瓦斯(株)は2021年4月1日付で、普通株式1株を3株とする株式分割を行っている。

- (2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 10,518,029	※1, ※2 10,822,661
電気事業固定資産	5,633,144	5,544,187
水力発電設備	389,775	389,053
原子力発電設備	983,248	962,079
送電設備	1,439,770	1,390,553
変電設備	659,744	637,530
配電設備	2,018,429	2,026,850
その他の電気事業固定資産	142,175	138,121
その他の固定資産	182,172	192,663
固定資産仮勘定	1,334,263	1,492,640
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,012,464	1,135,883
原子力廃止関連仮勘定	124,692	115,224
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	197,107	241,532
核燃料	584,751	586,067
装荷核燃料	81,151	81,122
加工中等核燃料	503,600	504,945
投資その他の資産	2,783,696	3,007,101
長期投資	※4 118,494	※4 132,397
関係会社長期投資	※4, ※5 1,389,469	※4, ※5 1,480,799
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	490,125	484,344
廃炉等積立金	485,000	585,513
退職給付に係る資産	163,566	158,277
その他	139,281	167,527
貸倒引当金（貸方）	△2,239	△1,758
流動資産	1,575,126	2,030,843
現金及び預金	※4 454,886	※4 862,376
受取手形及び売掛金	※4 674,112	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	※6 611,367
棚卸資産	※3 86,235	※3 97,185
その他	※4 383,223	※4 477,666
貸倒引当金（貸方）	△23,333	△17,753
合計	12,093,155	12,853,505

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	5,376,491	5,617,126
社債	※4, ※8 2,358,576	※4, ※8 2,626,576
長期借入金	※4 169,427	※4 145,669
特定原子力施設炉心等除去引当金	170,369	163,968
災害損失引当金	502,384	496,293
原子力損害賠償引当金	491,147	487,381
退職給付に係る負債	332,201	323,514
資産除去債務	1,016,719	1,036,579
その他	335,665	337,142
流動負債	3,565,418	4,004,727
1年以内に期限到来の固定負債	※4, ※8 436,364	※4, ※8 529,256
短期借入金	※4, ※8 1,967,761	※8 2,170,398
支払手形及び買掛金	307,293	467,654
未払税金	81,885	57,714
その他	772,113	779,702
特別法上の引当金	8,443	9,485
原子力発電工事償却準備引当金	8,443	9,485
負債合計	8,950,354	9,631,339
株主資本	3,121,484	3,129,322
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,196	756,222
利益剰余金	972,790	980,607
自己株式	△8,477	△8,483
その他の包括利益累計額	3,814	67,501
その他有価証券評価差額金	9,267	10,051
繰延ヘッジ損益	4,015	27,326
土地再評価差額金	※9 △2,483	※9 △2,497
為替換算調整勘定	△23,083	26,048
退職給付に係る調整累計額	16,098	6,571
新株予約権	18	10
非支配株主持分	17,483	25,330
純資産合計	3,142,801	3,222,165
合計	12,093,155	12,853,505

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
営業収益	5,866,824	※1 5,309,924
電気事業営業収益	5,514,185	4,841,579
その他事業営業収益	352,639	468,344
営業費用	※2, ※3, ※4 5,723,364	※2, ※3, ※4 5,263,693
電気事業営業費用	5,409,287	4,836,691
その他事業営業費用	314,076	427,002
営業利益	143,460	46,230
営業外収益	108,200	64,509
受取配当金	421	773
受取利息	461	364
持分法による投資利益	100,635	39,273
受取和解金	—	7,200
その他	6,682	16,898
営業外費用	61,780	65,771
支払利息	42,681	44,622
その他	19,098	21,149
当期経常収益合計	5,975,024	5,374,434
当期経常費用合計	5,785,144	5,329,465
当期経常利益	189,880	44,969
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	870	1,041
原子力発電工事償却準備金引当	870	1,041
特別利益	142,180	116,607
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※5 142,180	※5 116,607
特別損失	140,796	146,459
災害特別損失	—	※3, ※6 12,824
原子力損害賠償費	※3, ※5 140,796	※3, ※5 117,793
インバランス収支還元損失	—	※7 15,841
税金等調整前当期純利益	190,393	14,075
法人税、住民税及び事業税	8,912	8,041
法人税等調整額	△303	△467
法人税等合計	8,609	7,574
当期純利益	181,784	6,501
非支配株主に帰属する当期純利益	888	860
親会社株主に帰属する当期純利益	180,896	5,640

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
当期純利益	181,784	6,501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,646	△680
為替換算調整勘定	△482	2,813
退職給付に係る調整額	29,962	△9,080
持分法適用会社に対する持分相当額	10,997	70,647
その他の包括利益合計	※1 44,123	※1 63,700
包括利益	225,907	70,201
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	225,019	69,341
非支配株主に係る包括利益	888	860

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,097	791,881	△8,474	2,940,480
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	180,896	—	180,896
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	△2	—	3	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	101	—	—	101
土地再評価差額金の取崩	—	—	12	—	12
その他	—	—	—	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	98	180,908	△2	181,004
当期末残高	1,400,975	756,196	972,790	△8,477	3,121,484

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,167	△14,067	△2,471	△9,914	△16,010	△40,295	3	16,699	2,916,886
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	180,896
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	101
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	12
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,099	18,082	△12	△13,168	32,109	44,110	15	784	44,910
当期変動額合計	7,099	18,082	△12	△13,168	32,109	44,110	15	784	225,914
当期末残高	9,267	4,015	△2,483	△23,083	16,098	3,814	18	17,483	3,142,801

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,196	972,790	△8,477	3,121,484
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	2,161	—	2,161
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400,975	756,196	974,952	△8,477	3,123,646
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,640	—	5,640
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	△1	—	1	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	28	—	—	28
土地再評価差額金の取崩	—	—	13	—	13
その他	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	26	5,654	△5	5,676
当期末残高	1,400,975	756,222	980,607	△8,483	3,129,322

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,267	4,015	△2,483	△23,083	16,098	3,814	18	17,483	3,142,801
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	—	2,161
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,267	4,015	△2,483	△23,083	16,098	3,814	18	17,483	3,144,963
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	5,640
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	28
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	13
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	784	23,310	△13	49,131	△9,527	63,686	△7	7,846	71,525
当期変動額合計	784	23,310	△13	49,131	△9,527	63,686	△7	7,846	77,201
当期末残高	10,051	27,326	△2,497	26,048	6,571	67,501	10	25,330	3,222,165

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	190,393	14,075
減価償却費	412,039	419,203
原子力発電施設解体費	37,459	39,195
固定資産除却損	24,347	28,281
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	2,545	7,100
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△10,434	△8,686
廃炉等積立金の増減額 (△は増加)	△94,849	△100,513
受取利息及び受取配当金	△882	△1,137
支払利息	42,681	44,622
持分法による投資損益 (△は益)	△100,635	△39,273
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△142,180	△116,607
原子力損害賠償費	140,796	117,793
インバランス収支還元損失	—	15,841
売上債権の増減額 (△は増加)	△114,202	△69,030
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,766	163,053
その他	△81,147	△43,013
小計	300,164	470,906
利息及び配当金の受取額	16,490	18,952
利息の支払額	△42,157	△43,942
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	△28,465	△16,281
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	521,400	410,100
原子力損害賠償金の支払額	△521,273	△406,553
法人税等の支払額	△6,333	△26,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	239,825	406,493

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△599,859	△551,904
工事負担金等受入による収入	19,017	22,739
投融資による支出	△11,287	△33,821
投融資の回収による収入	1,081	1,401
その他	13,833	1,793
投資活動によるキャッシュ・フロー	△577,215	△559,791
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	957,489	745,001
社債の償還による支出	△468,635	△351,467
長期借入金の返済による支出	△511,664	△46,497
短期借入れによる収入	4,021,210	4,402,840
短期借入金の返済による支出	△4,026,090	△4,200,387
その他	7,348	11,107
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,340	560,596
現金及び現金同等物に係る換算差額	△104	218
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△357,835	407,517
現金及び現金同等物の期首残高	812,143	454,307
現金及び現金同等物の期末残高	※1 454,307	※1 861,825

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 51社 (前連結会計年度は45社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

議決権の過半数を自己の計算において所有している、銚子洋上ウインドファーム㈱は、経営方針及び財務に係る重要な経営事項の決定について共同支配企業の同意が必要であることから、子会社ではなく、持分法適用の関連会社としている。

㈱ハウスパートナーホールディングス、㈱コスモライフ及び㈱東京電力タイムレスキャピタルSPC2号は、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有していることから、連結範囲適用指針の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるため子会社としていない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 27社 (前連結会計年度は28社)

主な持分法適用関連会社は、㈱関電工、日本原子力発電㈱、㈱JERAほかである。

クンチャナ・エナジー・レスタリ社については、新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めている。

エイドン・コンストラクション社、グリーン・ビジョン社は、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社からエイドン・リニューアブルズ社へ譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外している。

持分法を適用していない関連会社 (日本原子力防護システム㈱、原燃輸送㈱ほか) は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社、テプスコ・ベトナム社、テプコ・グローバル・エナジー社、テプコ・パワー・グリッド・ユーケー社、テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、東京電力タイムレスキャピタル第一号投資事業有限責任組合、東京電力タイムレスキャピタル第二号投資事業有限責任組合、テプコ・エナジー・パートナー・インターナショナル (タイ) 社の9社 (前連結会計年度は5社) であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資 (その他有価証券)

市場価格のない株式等以外のものは、時価法 (売却原価は移動平均法) により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

ロ 棚卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、「(9)原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

- ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの
東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。
- a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2011年12月21日）が策定され（2019年12月27日最終改訂）、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2022」（2022年3月31日改訂）を策定した。
これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「(3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。
通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。
- なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。
- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。
なお、装荷核燃料に係る処理費用は固定負債のその他に含めて表示している。
- ③ 台風第19号（東日本台風）により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2019年10月に発生した台風第19号（東日本台風）により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
- ④ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
- ⑤ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,860百万円	4,870百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	496,381	490,641
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	488,443	482,789
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,620	6,885
c その他	1,317	966
③ 台風第19号（東日本台風）により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	1,030	372
④ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	7,898	1,471
⑤ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	12,819
⑥ その他	12	—
計	510,183	510,174

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「機構」という。)より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。

なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

ニ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,824,484百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,685,069百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

ホ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電事法第27条の3及び同条の29の規定により、原子力償却準備引当金省令に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益の計上基準

イ 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

① 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定められており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から未検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

② 他社販売電力料

他社販売電力料は、日本卸電力取引所（以下、「取引所」という。）を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者・一般送配電事業者・発電事業者等（以下、「小売電気事業者等」という。）に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定められており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

③ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業会社である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金、及び、東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。

送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を供給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合、及び、発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定めており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

ロ その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定めており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的を実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から未検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正再処理等積立金法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(9) 原子力発電施設解体費の計上方法

イ 通常時の処理方法

原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。

ロ 廃炉時の処理方法

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の解体に係る費用について、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(10) 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

イ 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認され、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

ロ 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の6の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の5の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
災害損失引当金	488,443	482,789
特定原子力施設炉心等除去引当金	170,369	163,968

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

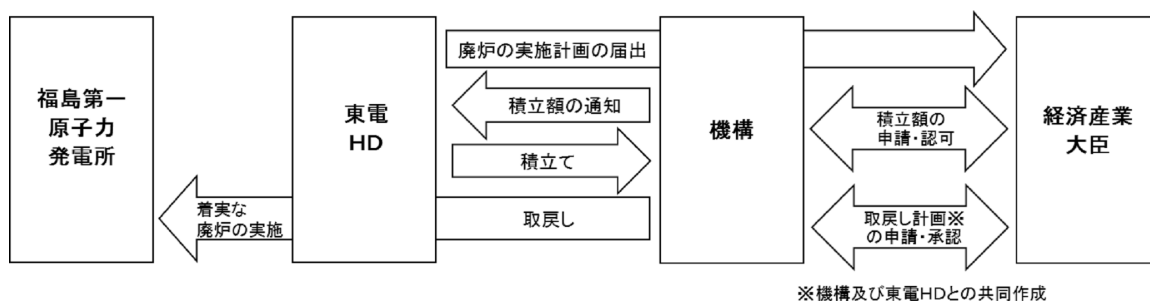
イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金（※）及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で連結貸借対照表上に計上している。

（※）当連結会計年度の廃炉等積立金の取戻しに関する計画において、新たな申請額がないことから当連結会計年度は計上していない。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の解体費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての解体費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在する一方、後者については、通常炉と同様の省令に準じた見積りとなる。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2022年3月31日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所(以下、「TMI」という。)の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力 発電設備、建設仮勘定及び核燃料等	930,670	967,450

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、従前より総合特別事業計画の下で、新規規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めている。加えて「ID不正使用」、「核物質防護設備の機能の一部喪失」という一連の事案に対する根本原因分析、改善措置活動の計画に基づき発電所の安全性や業務品質の向上に向け、改善措置活動を着実に進めている状況にある。同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。今後は、一連の事案を踏まえた追加検査を含め、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要となる。また、原子力規制委員会の新規規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最善の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付に係る負債及び資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
退職給付に係る負債	332,201	323,514
退職給付に係る資産	163,566	158,277

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、主として、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当連結会計年度は1.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、主として、当連結会計年度は2.5%を採用している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は、主として、発生の当連結会計年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率0.1%あたり	9,700百万円程度	3,200百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	5,500百万円程度	1,800百万円程度

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識に関する会計基準等及び電気事業会計規則改正省令を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとした。

これによる主な変更点として、再生可能エネルギー発電促進賦課金が、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債勘定整理に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金も営業費用から当該負債勘定整理に変更した。また、再生可能エネルギー特別措置法に基づく交付金も営業収益から営業費用の戻入れに変更した。

上記に伴い、当連結会計年度の営業収益が986,212百万円減少し、同額が営業費用から減少している。なお、上記以外の連結財務諸表に与える影響額については、軽微である。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高は2,161百万円増加している。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、それぞれ、1.60円、1.60円及び0.51円増加している。

なお、電気事業営業収益のうち、電灯料・電力料等については電気事業会計規則に従い、検針により決定した電力量に基づき収益計上（以下、「検針日基準」という。）を行っているが、当該取扱いについての改正はないため、引き続き検針日基準を適用している。

また、収益認識に関する会計基準等を適用したため、前連結会計年度末の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

収益認識に関する会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っていない。収益認識に関する会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る収益認識に関する注記については記載していない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

時価の算定に関する会計基準等を当連結会計年度の期首から適用し、時価の算定に関する会計基準第19項及び金融商品に関する会計基準第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価の算定に関する会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。ただし、金融商品の時価等の開示に関する適用指針第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していない。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記していた「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払費用の増減額（△は減少）」（当連結会計年度は△20,752百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払費用の増減額（△は減少）」に表示していた△109,583百万円は、「その他」として組替えている。

(追加情報)

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、475,578百万円（前連結会計年度は497,641百万円）である。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	405,064百万円	416,231百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	18,882,824百万円	19,158,347百万円

3. 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
商品及び製品	9,995百万円	8,329百万円
仕掛品	13,649	16,360
原材料及び貯蔵品	62,590	72,496

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	524,642百万円	494,642百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	56,821	31,541

(2) 東京電力パワーグリッド㈱の総財産を社債の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
社債	2,180,000百万円	2,565,000百万円

(3) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(4) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	327百万円	3百万円
関係会社長期投資	4,667	5,186
流動資産		
現金及び預金	319	73
受取手形及び売掛金	35	—
計	5,349	5,263

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
流動負債		
短期借入金	1,055百万円	—百万円

(5) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	4百万円	2,487百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 関連会社に対する株式及び出資金（うち、共同支配企業に対する投資の金額）

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	1,368,220百万円	1,459,804百万円
	(897,011)	(963,835)

6. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
受取手形	226百万円
売掛金	586,938
契約資産	20,263

7. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	25,327百万円	25,591百万円
エスケージェット・ユー社	218	120
ロ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	664	—
ハ パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	489	—
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	104,990	92,217
計	131,689	117,930

(※) 上記の保証債務残高のうち前連結会計年度1,153百万円については、(株)J E R Aとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結していた。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当連結会計年度(2022年3月31日)

放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

8. 財務制限条項

前連結会計年度(2021年3月31日)

社債(2,806百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(251,836百万円)及び短期借入金(912,265百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度(2022年3月31日)

社債(806百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(253,835百万円)及び短期借入金(1,075,203百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

9. 土地再評価差額金

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当連結会計年度(2022年3月31日)

土地再評価法に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載している。

2. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後4,836,691百万円、相殺消去額△88,139百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,409,287百万円、相殺消去額△58,964百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、340,252百万円（前連結会計年度370,574百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
給料手当	81,379百万円	80,907百万円
退職給与金	13,238	13,755
委託費	114,152	118,476
貸倒損	20,639	△5,112

3. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
特定原子力施設炉心等除去引当金	168,898百万円	－百万円
災害損失引当金	18,063	20,477
原子力損害賠償引当金	140,796	117,793

4. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
	17,613百万円	18,160百万円

5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(1)賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2021年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2020年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2)除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額297,251百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分とし

て機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(1)賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2022年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2021年3月22日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2)除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額148,297百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

6. 災害特別損失

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用を災害特別損失として12,824百万円計上している。

7. インバランス収支還元損失

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

2020年度冬期の電力需給ひっ迫に伴い発生した2021年1月のインバランス収支について、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会における議論及び取りまとめ等を踏まえ、特例認可申請（電事法第18条第2項ただし書きによる措置）を行った。これにより、臨時的な処理として、小売電気事業者が負担した2021年1月のインバランス料金のうち、一定水準を超えた部分について、2022年4月以降の託送料金から差し引くことにより調整することとなるため、当該調整見込額15,841百万円を計上している。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,321百万円	△912百万円
組替調整額	57	0
税効果調整前	4,378	△911
税効果額	△732	231
その他有価証券評価差額金	3,646	△680
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△482	2,813
組替調整額	—	—
税効果調整前	△482	2,813
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△482	2,813
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	28,579	△6,679
組替調整額	8,033	△4,624
税効果調整前	36,612	△11,304
税効果額	△6,650	2,224
退職給付に係る調整額	29,962	△9,080
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	2,421	95,216
組替調整額	8,576	△24,569
持分法適用会社に対する持分相当額	10,997	70,647
その他の包括利益合計	44,123	63,700

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,806	22	3	4,825
合計	4,806	22	3	4,825

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加22千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少3千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の変動等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 18百万円

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,825	23	1	4,847
合計	4,825	23	1	4,847

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の変動等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 10百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
現金及び預金勘定	454,886百万円	862,376百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△578	△551
現金及び現金同等物	454,307	861,825

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引
借主側
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	79	101
1年超	183	194
合計	262	295

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金（連結貸借対照表計上額484,344百万円）は、原賠機構法第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入れ及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (※2) (百万円)	時価 (※2) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※3) (※4)	10,845	10,845	—
(2) 社債 (※5)	(2,705,412)	(2,776,013)	△70,601
(3) 長期借入金 (※5)	(215,925)	(225,728)	△9,803

(※1)「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「短期借入金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(※2)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※3)連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※4)以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度 (百万円)
非上場株式	9,586
その他	14,447
合計	24,034

(※5)連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (※2) (百万円)	時価 (※2) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (※3) (※4)	9,689	9,689	—
(2) 社債 (※5)	(3,100,412)	(3,151,158)	△50,746
(3) 長期借入金 (※5)	(169,435)	(176,381)	△6,946

(※1)「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(※2)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※3)連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(※4)市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	10,906
その他	15,458
合計	26,365

(※5)連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金 (※)	454,886	—	—	—
受取手形及び売掛金	674,112	—	—	—
合計	1,128,999	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金 (※)	862,376	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	611,367	—	—	—
合計	1,473,743	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	346,836	221,999	260,000	200,806	210,000	1,465,769
長期借入金	46,497	23,765	57,102	28,084	10,657	49,818
短期借入金	1,967,761	—	—	—	—	—
合計	2,361,095	245,765	317,102	228,890	220,657	1,515,588

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	473,835	260,000	230,806	210,000	190,000	1,735,769
長期借入金	23,765	57,102	28,091	10,657	2,718	47,100
短期借入金	2,170,398	—	—	—	—	—
合計	2,668,000	317,102	258,897	220,657	192,718	1,782,869

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,689	—	—	9,689
資産計	9,689	—	—	9,689

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,151,158	—	3,151,158
長期借入金	—	176,381	—	176,381
負債計	—	3,327,539	—	3,327,539

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。また、固定金利によるものうち、日本証券業協会が公表する売買参考統計値を参照可能なものは、時価はその売買参考統計値を用いて評価しており、レベル2の時価に分類している。売買参考統計値を参照不可能なものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2021年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	10,843	8,225	2,617
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	10,843	8,225	2,617
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	2	3	△0
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2	3	△0
合計	10,845	8,228	2,617

当連結会計年度 (2022年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	3,065	1,490	1,574
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3,065	1,490	1,574
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	6,624	6,745	△121
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	6,624	6,745	△121
合計	9,689	8,235	1,453

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度 (2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,168	24,168	(※)	—
合計			24,168	24,168	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,168	24,168	(※)	—
合計			24,168	24,168	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	803,194百万円	757,860百万円
勤務費用	23,874	21,851
利息費用	7,785	7,327
数理計算上の差異の発生額	7,862	△913
退職給付の支払額	△43,941	△40,194
転籍に伴う減少額	△40,915	—
その他	0	0
退職給付債務の期末残高	757,860	745,931

(注) 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
年金資産の期首残高	555,452百万円	589,225百万円
期待運用収益	13,599	14,422
数理計算上の差異の発生額	50,552	△11,055
事業主からの拠出額	5,712	4,896
退職給付の支払額	△17,994	△17,330
転籍に伴う減少額	△18,689	—
その他(注2)	593	535
年金資産の期末残高	589,225	580,693

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	426,950百万円	423,367百万円
年金資産	△589,225	△580,693
	△162,274	△157,326
非積立型制度の退職給付債務	330,909	322,564
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168,634	165,237
退職給付に係る負債	332,201	323,514
退職給付に係る資産	△163,566	△158,277
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168,634	165,237

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	23,262百万円	21,295百万円
利息費用	7,785	7,327
期待運用収益	△13,599	△14,422
数理計算上の差異の費用処理額	△5,264	△1,162
過去勤務費用の費用処理額	△119	—
転籍に伴う費用処理額	△204	50
その他(注3)	20	10
確定給付制度に係る退職給付費用	11,880	13,098

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
過去勤務費用	△119百万円	－百万円
数理計算上の差異	36,732	△11,304
合 計	36,612	△11,304

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	△34百万円	△34百万円
未認識数理計算上の差異	18,339	7,034
合 計	18,305	7,000

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
生保一般勘定	44%	38%
債券	30	37
株式	25	23
その他	1	2
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として5.8%	主として5.6%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,793百万円、当連結会計年度3,562百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
その他事業営業費用	15	△7

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション ①	第3回ストック・オプション ②
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2019年1月18日
付与対象者の区分及び人数	同社使用人 3名	同社外部アドバイザー 5名	同社使用人 1名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 37,073株	普通株式 500株	普通株式 11,581株
付与日	普通株式55,000株を2018年7月11日より毎月11日に1/48ずつ付与	普通株式500株を2019年2月18日より毎月18日に1/24ずつ付与	普通株式15,000株を2019年3月18日より毎月18日に1/48ずつ付与
権利確定条件	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2018年6月11日～ 2020年6月10日	2019年1月18日～ 2021年1月18日	2019年2月18日～ 2021年2月18日
権利行使期間	2020年6月11日～ 2028年6月10日	2021年1月19日～ 2029年1月18日	2021年2月19日～ 2029年2月18日

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第3回ストック・オプション ③	第3回ストック・オプション ④	第4回ストック・オプション (A)
決議年月日	2019年1月18日	2019年1月18日	2020年6月9日
付与対象者の区分及び 人数	同社使用人 1名	同社使用人 1名	同社役員 1名 同社使用人 2名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 756株	普通株式 330株	普通株式 22,344株
付与日	普通株式3,000株を2019年7 月7日より毎月7日に1/48ず つ付与	普通株式500株を2019年10月 19日より毎月19日に1/48ず つ付与	普通株式51,000株を2020年7 月9日より毎月9日に1/48ず つ付与
権利確定条件	権利行使時において同社の役 員又は使用人であることを要 する。ただし、取締役会が正 当な理由があると認めた場合 については、この限りではな い。その他の細目は新株予約 権割当契約書に定めるところ による。	権利行使時において同社の役 員又は使用人であることを要 する。ただし、取締役会が正 当な理由があると認めた場合 については、この限りではな い。その他の細目は新株予約 権割当契約書に定めるところ による。	新株予約権割当契約書に定め るところによる。
対象勤務期間	2019年6月7日～ 2021年6月7日	2019年9月20日～ 2021年9月19日	—
権利行使期間	2021年6月8日～ 2029年6月7日	2021年9月20日～ 2029年9月19日	2022年6月10日～ 2030年6月9日

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社（注2）
名称	第4回ストック・オプション(B)	第5回ストック・オプション	第1回ストック・オプション
決議年月日	2020年6月9日	2021年6月28日	2020年3月30日（注3）
付与対象者の区分及び人数	同社役員 1名 同社使用人 1名	同社使用人 2名	同社役員 3名 同社使用人 5名
株式の種類及び付与数（注1）	普通株式 41,580株	普通株式 2,826株	普通株式 1,465株
付与日	普通株式95,000株を2020年7月9日より毎月9日に1/48ずつ付与	普通株式15,000株を2021年7月28日より毎月28日に1/48ずつ付与	2020年3月30日
権利確定条件	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、発行日から2年後の応当日時点まで継続して同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ③新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ④新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—	2020年3月30日～ 2022年3月30日
権利行使期間	2022年6月10日～ 2030年6月9日	2023年6月29日～ 2031年6月28日	2020年4月21日～ 2030年3月30日

（注）1. 株式数に換算して記載している。

2. TEPCOライフサービス㈱は、2020年4月21日に株式移転によりTEPCOフィンテック㈱（旧TEPCOライフサービス㈱）の完全親会社として設立されたため、TEPCOフィンテック㈱（旧TEPCOライフサービス㈱）が発行していた新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付している。
3. TEPCOフィンテック㈱（旧TEPCOライフサービス㈱）にて決議された年月日を記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年6月9日	2021年6月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	10,126	7,477	118,604	—
付与	8,136	3,888	36,528	2,826
失効	—	—	—	—
権利確定	8,136	3,888	36,528	2,826
未確定残	1,990	3,589	82,076	12,174
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	28,937	9,279	27,396	—
権利確定	8,136	3,888	36,528	2,826
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	37,073	13,167	63,924	2,826

会社名	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第1回ストック・オプション
決議年月日	2020年3月30日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	671
付与	—
失効	453
権利確定	218
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	218
権利行使	—
失効	—
未行使残	218

② 単価情報

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年6月9日	2021年6月28日
権利行使価格（円）	400	1,900	2,400	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

会社名	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第1回ストック・オプション
決議年月日	2020年3月30日
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

TRENDE株式会社

ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっている。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産価額方式により算定した価格を用いている。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用している。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 10百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一百万円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	168,017百万円	167,059百万円
災害損失引当金	142,895	142,895
原子力損害賠償引当金	137,521	136,466
減損損失	126,704	115,155
税務上の繰越欠損金(注2)	91,796	103,762
退職給付に係る負債	102,128	93,015
送電線路に係る地役権償却額	73,545	73,402
その他	193,586	208,755
繰延税金資産 小計	1,036,195	1,040,513
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△91,638	△103,475
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△613,185	△612,575
評価性引当額 小計(注1)	△704,824	△716,050
繰延税金資産 合計	331,371	324,462
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△137,235	△135,616
特定原子力施設炉心等除去準備金	△47,703	△45,911
その他	△126,518	△120,399
繰延税金負債 合計	△311,457	△301,927
繰延税金資産 純額	19,914	22,535

(注) 1. 評価性引当額が11,226百万円増加となった。この変動の主な内容は、当社において、税務上の繰越欠損金に関する将来減算一時差異が8,031百万円増加し、減損損失及びその他に関する将来減算一時差異がそれぞれ6,738百万円及び4,208百万円減少、並びに資産除去債務に関する将来加算一時差異及び特定原子力施設炉心等除去準備金がそれぞれ4,475百万円及び1,792百万円減少したことなどによるものである。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	90	80	75	70	7,235	84,243	91,796
評価性引当額	△90	△80	△75	△70	△7,235	△84,086	△91,638
繰延税金資産	—	—	—	—	—	157	157

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	80	75	70	7,235	3,361	92,938	103,762
評価性引当額	△80	△75	△70	△7,235	△3,361	△92,651	△103,475
繰延税金資産	—	—	—	—	—	286	286

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

改正法人税法において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い第3項の取扱いにより、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいている。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めたグループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを適用する予定である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	28.0%	28.0%
(調整)		
評価性引当額増減	△10.3	81.0
持分法による投資損益	△14.8	△78.1
親子間税率差異	0.8	12.4
受取配当金の益金不算入額	0.3	3.6
その他	0.5	6.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5	53.8

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務に計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (9) 原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
期首残高	994,970百万円	1,016,919百万円
期中変動額	21,948	19,723
期末残高	1,016,919	1,036,643

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 電気事業営業収益

電気事業営業収益は、電灯料・電力料、他社販売電力料及び託送収益等である。

イ 電灯料・電力料

電灯料・電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社等が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売した電気の料金である。

顧客が使用する電気機器や送電方式等の種別等に応じて、電灯料又は電力料として区分している。

顧客への電気の供給に係る電気料金やその他の供給条件については、各種の電気需給約款等に定めており、当該約款等に基づいて電気を供給することが履行義務である。

約款等に基づく電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、電気の使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握した電気の使用量に基づき、電気需給約款等に規定した単価等を用いて毎月電気料金を算定している。

電気料金は、基本的に検針・計量時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社は、電事法に基づいて電気料金の一部に関して経過措置料金制度が適用されており、当該料金制度の適用期間中は電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、電灯料・電力料は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。

したがって、連結会計年度末時点で前回の検針日から未検針となっている部分の電気料金については、収益として見積計上していない。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めていない。

ロ 他社販売電力料

他社販売電力料は、取引所を介して販売した電気及び非化石価値の料金、小売電気事業者等に対して販売した電気の料金等の合計額である。

取引所を介して販売する翌日取引・時間前取引・先渡取引等に係る電気及び非化石価値取引について、単価の決定方法やその他の取引条件は取引所が規定する取引規程に定められており、当該規程に基づいて電気を供給すること及び非化石価値を受け渡すことが履行義務である。

取引所における各種取引は、取引所が規定する取引規程に従って約定、受け渡し及び決済を行っており、各種取引の受け渡し期間別に、週間型・月間型・年間型がある先渡取引は一定の期間にわたり収益を認識し、翌日取引・時間前取引及び非化石価値取引は一時点で収益を認識している。

電気及び非化石価値の料金は、基本的に約定に基づく支払義務発生日の翌日から起算して2金融機関営業日後に該当する日に収受している。

小売電気事業者等に対して販売する電気の料金やその他の取引条件については、各相手先との契約に定めており、当該契約に基づいて小売電気事業者等に電気を供給することが履行義務である。

電気の供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、電気の供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

電気料金は、基本的に供給量の確定後の翌月末までに収受している。

ハ 託送収益

託送収益は、当社グループの送配電事業会社である東京電力パワーグリッド株式会社が保有する送配電関連設備の利用料金、及び、東京電力パワーグリッド株式会社が実施する電力量調整に伴う電気の供給料金等である。

送配電関連設備の利用料金は、送配電関連設備を小売電気事業者や他の一般送配電事業者等の契約者が利用する場合の料金である。

電力量調整に伴う電気の供給料金は、発電契約者との発電量調整供給契約及び需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に係るもので、発電量や需要抑制量の不足量を補給する場合の料金である。

小売電気事業者や他の一般送配電事業者等が送配電関連設備を利用する場合、及び、発電契約者や需要抑制契約者に対して電気を供給する場合の料金やその他の取引条件については、いずれも託送供給等約款に定められており、当該約款に基づいて送配電関連設備を利用させることや電力量の調整供給をすることが履行義務である。

送配電関連設備利用や電力量調整供給については、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、送配電関連設備の利用や電力量の調整供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、送配電関連設備の使用量や電力量調整供給量は、通常1ヶ月毎に実施する検針や計量で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針・計量は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握した使用量に基づき、託送供給等約款等に規定した単価等を用いて毎月利用料金を算定している。

また、東京電力パワーグリッド株式会社は、電事法に基づいて電気事業会計規則が適用される。電気事業会計規則では、託送収益は、検針・計量に基づく調査決定の完了した金額で収益を認識することとされている。料金は、基本的に検針・計量による使用量確定後の支払義務発生日の翌日から起算して30日目までに収受している。

(2) その他事業営業収益

その他事業営業収益は、ガス供給事業営業収益等である。

ガス供給事業営業収益

ガス供給事業営業収益は、当社グループの主たる小売電気事業会社である東京電力エナジーパートナー株式会社が、一般家庭、オフィスや工場等の顧客に販売したガスの料金である。

顧客へのガスの供給に係るガス料金やその他の供給条件については、各種のガス需給約款及び主契約料金表等に定められており、当該約款等に基づいてガスを供給することが履行義務である。

約款等に基づくガスの供給は、基本的に1年間の契約期間にわたり行うものであり、ガスの供給という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識している。具体的には、ガスの使用量は、通常1ヶ月毎に実施する検針で把握し、その時点で収益を認識している。なお、検針は、契約件数が膨大であるため、1ヶ月の内20日間程の日程で地域毎に分散して定期的実施しており、把握したガスの使用量に基づき、ガス需給約款及び主契約料金表に規定された単価等を用いて毎月ガス料金を算定している。

ガス料金は、基本的に検針時点の翌日から起算して30日目までに収受している。

ただし、連結会計年度末時点で、前回の検針日から未検針となっている部分のガス料金の収益は見積計上している。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高 (2021年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	658,145	587,165
契約資産	13,014	20,263
契約負債	4,074	5,223

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、おおむね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はない。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額についても重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は次のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	290,231
履行義務の充足予定時期	
1年以内	22,153
1年超3年以内	131,875
3年超	136,201

実務上の便法を適用し、当該金額には、当初に予想される契約期間が1年以内の残存履行義務、及び、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めていない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱、東京電力リニューアブルパワー㈱）への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[リニューアブルパワー]

再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの売上の算定方法を同様に変更している。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「パワーグリッド」の売上高は92,328百万円減少、「エナジーパートナー」の売上高は893,883百万円減少している。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フエエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	97,392	8,785	896,342	4,855,488	8,815	5,866,824	—	5,866,824
セグメント間の内部 売上高又は振替高	526,851	7	1,107,546	178,902	134,631	1,947,939	△1,947,939	—
計	624,243	8,792	2,003,888	5,034,391	143,446	7,814,764	△1,947,939	5,866,824
セグメント利益又は損失 (△)	△7,907	69,809	169,008	6,486	48,116	285,513	△95,633	189,880
セグメント資産	7,681,463	1,066,945	6,315,242	1,189,164	562,078	16,814,893	△4,721,738	12,093,155
その他の項目								
減価償却費	106,608	122	274,497	9,275	21,941	412,445	△405	412,039
受取配当金	91,102	—	10	190	—	91,303	△90,881	421
受取利息	11,177	1,001	5,793	4,399	606	22,977	△22,516	461
支払利息	25,695	—	35,405	2,915	1,181	65,198	△22,516	42,681
持分法投資利益 又は損失 (△)	9,998	79,538	10,079	1,609	△139	101,086	△451	100,635
持分法適用会社への 投資額	298,464	892,184	155,826	9,873	9,046	1,365,394	△457	1,364,937
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注3)	286,120	39	283,942	20,639	20,544	611,286	△2,429	608,857

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△95,633百万円には、セグメント間の受取配当金消去△90,881百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△4,721,738百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△2,924,648百万円、投資と資本の相殺消去△1,691,101百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△405百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,429百万円は、セグメント間取引消去である。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	105,698	5,199	923,471	4,258,868	16,686	5,309,924	—	5,309,924
セグメント間の内部 売上高又は振替高	514,348	—	1,038,890	101,771	136,424	1,791,433	△1,791,433	—
計	620,046	5,199	1,962,362	4,360,639	153,110	7,101,358	△1,791,433	5,309,924
収益の分解情報（注3）								
電気事業営業収益	478,279	5,199	1,873,031	4,060,357	152,701	6,569,569		
ガス供給事業営業収益	—	—	—	235,351	—	235,351		
その他事業営業収益	141,766	—	89,330	64,930	409	296,436		
計	620,046	5,199	1,962,362	4,360,639	153,110	7,101,358	△1,791,433	5,309,924
セグメント利益又は損失 (△)	73,022	9,659	118,359	△66,428	45,942	180,554	△135,585	44,969
セグメント資産	8,290,629	1,116,303	6,802,436	1,347,445	580,632	18,137,447	△5,283,942	12,853,505
その他の項目								
減価償却費	111,525	108	276,190	10,927	22,127	420,878	△1,675	419,203
受取配当金	152,308	—	15	240	—	152,564	△151,791	773
受取利息	9,517	963	8,467	4,328	520	23,797	△23,432	364
支払利息	25,100	—	38,612	3,380	961	68,054	△23,432	44,622
持分法投資利益 又は損失（△）	9,987	19,672	9,458	589	△1,034	38,673	599	39,273
持分法適用会社への 投資額	310,140	961,292	162,705	10,318	12,259	1,456,717	442	1,457,160
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 (注4)	216,725	0	308,946	21,436	20,919	568,028	△1,971	566,056

- (注) 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額△135,585百万円には、セグメント間の受取配当金消去△151,791百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△5,283,942百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△3,488,349百万円、投資と資本の相殺消去△1,690,728百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△1,675百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△1,971百万円は、セグメント間取引消去である。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。
3. 顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

【関連情報】

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

該当事項なし。

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	521,400	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	490,125
							負担金の納付(注2)	117,832	未払費用	117,832
							廃炉等積立金の積立て(注3)	280,425	廃炉等積立金	485,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
 2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
 3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社JERA	東京都中央区	5,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有直接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入(注)	1,431,075	関係会社短期債務	152,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	410,100	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	484,344
							負担金の納付(注2)	107,550	未払費用	107,550
							廃炉等積立金の積立て(注3)	260,005	廃炉等積立金	585,513

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
 2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
 3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 J E R A	東京都中央区	5,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有直接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入(注)	1,824,851	関係会社短期債務	283,860

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
1株当たり純資産額	1,326円49銭	1,371円15銭
1株当たり当期純利益	112円90銭	3円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	36円39銭	1円13銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	3,142,801	3,222,165
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,017,501	1,025,341
（うち優先株式の払込額 (百万円)）	(1,000,000)	(1,000,000)
（うち新株予約権 (百万円)）	(18)	(10)
（うち非支配株主持分 (百万円)）	(17,483)	(25,330)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	2,125,299	2,196,823
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	1,602,192	1,602,170

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	180,896	5,640
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利 益 (百万円)	180,896	5,640
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,602,201	1,602,180

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による 調整額(百万円))	(—)	(—)
普通株式増加数(千株)	3,369,272	3,396,739
(うちA種優先株式(千株))	(1,078,167)	(1,086,956)
(うちB種優先株式(千株))	(2,291,105)	(2,309,782)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	連結子会社が発行する新株予約 権 TRENDE(株) 普通株式 65千株 TEPCOライフサービス(株) 普通株式 0千株 連結子会社が発行する転換社 債型新株予約権付社債 TRENDE(株) 普通株式 320千株	連結子会社が発行する新株予約 権 TRENDE(株) 普通株式 216千株 TEPCOライフサービス(株) 普通株式 0千株 連結子会社が発行する転換社 債型新株予約権付社債 TRENDE(株) 普通株式 320千株

(重要な後発事象)

持分法適用関連会社の異動を伴う株式の譲渡

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社ユーラスエナジーホールディングスの当社保有株式の全てを豊田通商グループに譲渡すること（以下「本件譲渡」という。）を決議し、同日、株式譲渡契約を締結した。

(1) 株式譲渡の理由

当社と豊田通商株式会社との間で、両社のグループにおける再生可能エネルギー事業の方針に係る議論を重ねた結果、最終的に本件譲渡について合意に至ったため。

(2) 譲渡する相手会社の名称

豊田通商株式会社
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

(3) 譲渡の時期

必要な許認可を含む諸手続きが整い次第、速やかに実行

(4) 譲渡する持分法適用関連会社の概要

名称	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
事業内容	風力及び太陽光発電事業
株主及び持株比率	豊田通商株式会社（60%）、当社（40%）

(5) 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡益及び譲渡後の持分比率

譲渡する株式の数	9,941株
譲渡価額	185,000百万円
譲渡益	165,221百万円（単体）

なお、株式譲渡時における当該持分法適用関連会社の純資産額が未確定であることから、連結の譲渡益は現時点で未定である。

譲渡後の持分比率	0株（－%）
----------	--------

本文中で用いた法令等の略称

本文中の表記	法令等の名称
連結範囲適用指針	連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針 (企業会計基準適用指針第22号 2011年3月25日 企業会計基準委員会)
法人税法	法人税法(昭和40年3月31日 法律第34号)
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年8月10日 法律第94号)
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(平成23年8月5日)
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日 法律第110号)
電気事業会計規則	電気事業会計規則(昭和40年 通商産業省令第57号)
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和36年6月17日 法律第148号)
電事法	電気事業法(昭和39年 法律第170号)
改正再処理等積立金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成28年5月18日 法律第40号)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年6月10日 法律第166号)
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年 通商産業省令第30号)
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年 経済産業省令第77号)
電事法施行規則	電気事業法施行規則(平成7年 通商産業省令第77号)
収益認識に関する会計基準	収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
電気事業会計規則改正省令	電気事業会計規則等の一部を改正する省令(令和3年3月31日 経済産業省令第22号)
再生可能エネルギー特別措置法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年 法律第108号)
時価の算定に関する会計基準	時価の算定に関する会計基準(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
金融商品に関する会計基準	金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
金融商品の時価等の開示に関する適用指針	金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年6月17日 法律第147号)
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日 法律第8号)
グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(実務対応報告第39号 2020年3月31日)
税効果適用指針	税効果会計に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(実務対応報告第42号 2021年8月12日)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京電力 ホールディングス	普通社債 (内債)	2008. 9. 29～ 2022. 3. 30	(281,836) 524,642	(253,835) 494,642	0.612～ 2.401	一般担保	2021. 4. 28～ 2040. 5. 28
東京電力 パワーグリッド	普通社債 (内債)	2017. 6. 20～ 2021. 8. 31	(65,000) 2,180,000	(220,000) 2,565,000	0.290～ 1.450	一般担保	2021. 12. 13～ 2041. 1. 21
東京電力 リニューアブルパ ワー	普通社債 (内債) 無担保社債 社債間限定 同順位特約 付 グリーンボ ンド	2021. 9. 9～ 2022. 3. 10	—	40,000	0.180～ 0.500	無担保	2024. 9. 9～ 2027. 3. 10
TRENDE	無担保転換 社債型新株 予約権付社 債(注2)	2020. 6. 15	769	769	3.000	無担保	2023. 6. 16～ 2030. 6. 14
合計		—	(346,836) 2,705,412	(473,835) 3,100,412	—	—	—

(注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりである。

銘柄	無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,400
発行価額の総額(百万円)	769
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2023年6月16日 至 2030年6月14日

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
473,835	260,000	230,806	210,000	190,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	169,427	145,669	1.946	2023. 4. 23～ 2030. 9. 8
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	69,064	76,410	—	2023. 4. 1～ 2046. 11. 30
1年以内に返済予定の長期借入金	46,497	23,765	1.613	—
1年以内に返済予定のリース債務	9,180	9,669	—	—
短期借入金	1,967,761	2,170,398	0.636	—
合計	2,261,932	2,425,914	—	—

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
 2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
 3. 長期借入金、リース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	57,102	28,091	10,657	2,718
リース債務	9,372	8,392	7,951	7,323

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	778,947	31,256	4,621	805,582
特定原子力発電施設 (その他)	235,777	7,939	15,983	227,733
その他	2,194	1,295	162	3,327

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	980,074	2,210,745	3,503,540	5,309,924
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)(百万円)	△2,207	101,202	19,201	14,075
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△3,031	88,646	9,802	5,640
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△1.89	55.33	6.12	3.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△1.89	57.22	△49.21	△2.60

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
固定資産	6,443,813	6,593,239
電気事業固定資産	※1 1,007,208	※1 986,269
原子力発電設備	991,688	971,755
業務設備	15,447	14,442
貸付設備	72	71
附帯事業固定資産	※1,※7 570	※1,※7 1,103
事業外固定資産	60	60
固定資産仮勘定	1,089,292	1,182,856
建設仮勘定	767,476	826,073
除却仮勘定	16	26
原子力廃止関連仮勘定	124,692	115,224
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	197,107	241,532
核燃料	585,566	586,946
装荷核燃料	81,502	81,502
加工中等核燃料	504,063	505,443
投資その他の資産	3,761,114	3,836,002
長期投資	39,340	42,458
関係会社長期投資	2,660,110	2,637,313
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	490,125	484,344
廃炉等積立金	485,000	585,513
長期前払費用	44,566	42,365
前払年金費用	42,194	44,025
貸倒引当金（貸方）	△222	△17
流動資産	982,920	1,451,940
現金及び預金	328,490	715,911
売掛金	14,969	10,472
諸未収入金	56,229	63,159
貯蔵品	32,390	33,118
前払金	0	—
前払費用	407	283
関係会社短期債権	389,639	471,186
雑流動資産	※2 162,579	※2 160,297
貸倒引当金（貸方）	△1,784	△2,489
合計	7,426,733	8,045,180

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	3,205,625	3,182,064
社債	※2, ※8 242,806	※2, ※8 240,806
長期借入金	※2 142,004	※2 122,801
リース債務	6,189	5,620
関係会社長期債務	429,416	416,547
退職給付引当金	87,940	85,740
特定原子力施設炉心等除去引当金	170,369	163,968
災害損失引当金	501,967	496,273
原子力損害賠償引当金	491,147	487,381
資産除去債務	1,014,724	1,033,315
繰延税金負債	173	421
雑固定負債	118,886	129,187
流動負債	2,205,565	2,725,257
1年以内に期限到来の固定負債	※2, ※3, ※8 342,635	※2, ※3, ※8 282,933
短期借入金	222,964	231,148
買掛金	1,487	1,837
未払金	38,325	51,041
未払費用	165,950	158,834
未払税金	※4 2,725	※4 4,142
預り金	1,278	907
関係会社短期債務	※5 1,427,045	※5 1,991,400
諸前受金	149	110
災害損失引当金	2,908	2,846
雑流動負債	93	53
特別法上の引当金	8,443	9,485
原子力発電工事償却準備引当金	8,443	9,485
負債合計	5,419,634	5,916,806
株主資本	2,006,653	2,127,290
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,595	743,594
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	40	38
利益剰余金	△130,233	△9,589
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△299,341	△178,698
特定災害防止準備金	174	188
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,375,516	△1,254,886
自己株式	△7,684	△7,690
評価・換算差額等	445	1,083
その他有価証券評価差額金	445	1,083
純資産合計	2,007,099	2,128,373
合計	7,426,733	8,045,180

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当事業年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
営業収益	※1 487,783	※1 479,007
電気事業営業収益	486,661	478,279
他社販売電力料	234,414	217,393
賠償負担金相当収益	9,513	19,965
廃炉円滑化負担金相当収益	3,641	12,664
廃炉等負担金収益	134,576	122,113
電気事業雑収益	104,509	106,137
貸付設備収益	5	5
附帯事業営業収益	1,121	727
コンサルティング事業営業収益	951	127
シェアオフィス事業営業収益	170	599
営業費用	589,429	557,389
電気事業営業費用	588,148	556,638
原子力発電費	477,705	442,895
他社購入電力料	26	23
販売費	1	△2
貸付設備費	0	0
一般管理費	103,549	100,323
原子力廃止関連仮勘定償却費	2,963	9,467
事業税	3,901	3,929
附帯事業営業費用	1,280	751
エネルギー設備サービス事業営業費用	—	55
コンサルティング事業営業費用	933	99
シェアオフィス事業営業費用	346	596
営業損失(△)	△101,645	△78,382
営業外収益	※1 112,859	※1 210,827
財務収益	111,059	208,554
受取配当金	99,086	198,279
受取利息	11,972	10,275
事業外収益	1,800	2,272
固定資産売却益	7	0
雑収益	1,793	2,272
営業外費用	※1 33,817	※1 35,553
財務費用	26,634	26,048
支払利息	26,580	25,992
株式交付費	0	0
社債発行費	53	56
事業外費用	7,183	9,504
固定資産売却損	—	16
雑損失	7,183	9,487
当期経常収益合計	600,643	689,835
当期経常費用合計	623,246	592,943
当期経常利益又は当期経常損失(△)	△22,603	96,891
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	870	1,041
原子力発電工事償却準備金引当	870	1,041
特別利益	142,180	116,607
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※2 142,180	※2 116,607
特別損失	140,796	117,793
原子力損害賠償費	※2 140,796	※2 117,793
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△22,090	94,664
法人税、住民税及び事業税	△58,371	△25,979
法人税等合計	△58,371	△25,979
当期純利益	36,281	120,643

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

区分	原子力発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	489	—	489
給料手当	44,873	—	—	—	15,773	—	60,647
給料手当振替額(貸方)	△12	—	—	—	△25	—	△37
建設費への振替額(貸方)	△10	—	—	—	△5	—	△15
その他への振替額(貸方)	△2	—	—	—	△20	—	△22
退職給与金	—	—	—	—	4,254	—	4,254
厚生費	7,925	—	—	—	3,657	—	11,582
法定厚生費	6,005	—	—	—	2,239	—	8,244
一般厚生費	1,919	—	—	—	1,417	—	3,337
雑給	2,764	—	—	—	780	—	3,545
廃棄物処理費	5,602	—	—	—	—	—	5,602
消耗品費	18,447	—	—	—	1,063	—	19,511
修繕費	36,476	—	—	—	679	—	37,156
補償費	※ 41	—	—	—	60	—	101
貸借料	6,734	—	—	—	16,519	—	23,253
委託費	49,771	—	—	—	23,038	—	72,810
損害保険料	807	—	—	—	56	—	864
原子力損害賠償資金 補助法負担金	16	—	—	—	—	—	16
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	16	—	—	—	—	—	16
原賠・廃炉等支援機構 負担金	117,832	—	—	—	—	—	117,832
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	67,832	—	—	—	—	—	67,832
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	50,000	—	—	—	—	—	50,000
普及開発関係費	—	—	—	—	1,605	—	1,605
養成費	—	—	—	—	1,253	—	1,253
研究費	—	—	—	—	13,527	—	13,527
諸費	19,626	—	—	—	9,624	—	29,250
貸倒損	—	—	1	—	—	—	1
諸税	22,379	—	—	0	8,347	—	30,726
固定資産税	16,818	—	—	0	7,560	—	24,379
雑税	5,560	—	—	—	786	—	6,347
減価償却費	98,563	—	—	0	3,570	—	102,133
普通償却費	98,563	—	—	0	3,570	—	102,133
固定資産除却費	8,354	—	—	—	11	—	8,365
除却損	2,449	—	—	—	3	—	2,452
除却費用	5,904	—	—	—	7	—	5,912
原子力発電施設解体費	37,459	—	—	—	—	—	37,459
共有設備費等分担額	40	—	—	—	—	—	40
他社購入電源費	—	26	—	—	—	—	26
その他の電源費	—	26	—	—	—	—	26
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	△705	—	△705
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	△31	—	△31
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	—	2,963	2,963
事業税	—	—	—	—	—	3,901	3,901
合計	477,705	26	1	0	103,549	6,865	588,148

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額2,705百万円が含まれている。
 2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金374,731百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△374,731百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

区分	原子力発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	482	—	482
給料手当	42,364	—	—	—	16,563	—	58,927
給料手当振替額(貸方)	△241	—	—	—	△13	—	△254
建設費への振替額(貸方)	△14	—	—	—	△0	—	△14
その他への振替額(貸方)	△227	—	—	—	△12	—	△239
退職給与金	—	—	—	—	4,183	—	4,183
厚生費	7,782	—	—	—	4,082	—	11,865
法定厚生費	5,730	—	—	—	2,434	—	8,165
一般厚生費	2,051	—	—	—	1,648	—	3,699
雑給	3,272	—	—	—	1,079	—	4,351
廃棄物処理費	5,169	—	—	—	—	—	5,169
消耗品費	14,585	—	—	—	1,390	—	15,975
修繕費	27,069	—	—	—	716	—	27,786
補償費	※ △114	—	—	—	15	—	△98
貸借料	6,484	—	—	—	15,140	—	21,625
委託費	49,136	—	—	0	25,337	—	74,474
損害保険料	446	—	—	—	43	—	490
原子力損害賠償資金 補助法負担金	18	—	—	—	—	—	18
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	18	—	—	—	—	—	18
原賠・廃炉等支援機構 負担金	107,550	—	—	—	—	—	107,550
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	67,550	—	—	—	—	—	67,550
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	40,000	—	—	—	—	—	40,000
普及開発関係費	—	—	—	—	2,128	—	2,128
養成費	—	—	—	—	1,425	—	1,425
研究費	—	—	—	—	13,267	—	13,267
諸費	9,461	—	—	—	10,532	—	19,994
貸倒損	—	—	△2	—	—	—	△2
諸税	22,235	—	—	0	853	—	23,089
固定資産税	16,755	—	—	0	65	—	16,821
雑税	5,480	—	—	—	788	—	6,268
減価償却費	99,953	—	—	0	4,201	—	104,155
普通償却費	99,953	—	—	0	4,201	—	104,155
固定資産除却費	8,408	—	—	—	27	—	8,436
除却損	1,840	—	—	—	8	—	1,849
除却費用	6,567	—	—	—	18	—	6,586
原子力発電施設解体費	39,195	—	—	—	—	—	39,195
共有設備費等分担額	115	—	—	—	—	—	115
他社購入電源費	—	23	—	—	—	—	23
その他の電源費	—	23	—	—	—	—	23
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	△1,112	—	△1,112
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	△24	—	△24
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	—	9,467	9,467
事業税	—	—	—	—	—	3,929	3,929
合計	442,895	23	△2	0	100,323	13,397	556,638

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額3,147百万円が含まれている。
 2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金287,712百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△287,712百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	43	169,108	161	1,076,000	△1,411,784
当期変動額							
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	13	-	△13
当期純利益	-	-	-	-	-	-	36,281
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△2	-	13	-	36,268
当期末残高	1,400,975	743,555	40	169,108	174	1,076,000	△1,375,516

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,680	1,970,379	△361	1,970,018
当期変動額				
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	36,281	-	36,281
自己株式の取得	△7	△7	-	△7
自己株式の処分	3	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	806	806
当期変動額合計	△3	36,274	806	37,081
当期末残高	△7,684	2,006,653	445	2,007,099

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	40	169,108	174	1,076,000	△1,375,516
当期変動額							
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	13	-	△13
当期純利益	-	-	-	-	-	-	120,643
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△1	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△1	-	13	-	120,630
当期末残高	1,400,975	743,555	38	169,108	188	1,076,000	△1,254,886

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,684	2,006,653	445	2,007,099
当期変動額				
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	120,643	-	120,643
自己株式の取得	△7	△7	-	△7
自己株式の処分	1	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	638	638
当期変動額合計	△5	120,636	638	121,274
当期末残高	△7,690	2,127,290	1,083	2,128,373

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

市場価格のない株式等以外のものは、時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、「10. 原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日)が策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2022」(2022年3月31日改訂)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「6. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ニ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	4,860百万円	4,870百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	496,172	490,624
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	488,443	482,789
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,620	6,885
③ その他	1,107	949
ハ 2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	3,825	993
ニ 2022年3月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	2,632
ホ その他	18	—
計	504,876	499,120

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下、「機構」という。)より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

ロ 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,824,484百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

ロ 除染に係る引当金の相殺表示

原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,685,069百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電事法第27条の3及び同条の29の規定により、原子力償却準備引当金省令に基づき計上している。

7. 重要な収益の計上基準

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力供給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力供給に関する設備契約及び電力供給契約等に定められており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定められており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

9. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正再処理等積立金法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

10. 原子力発電施設解体費の計上方法

(1) 通常時の処理方法

原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。

(2) 廃炉時の処理方法

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の解体に係る費用について、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

11. 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認され、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の6の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の5の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

12. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
災害損失引当金	488,443	482,789
特定原子力施設炉心等除去引当金	170,369	163,968

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

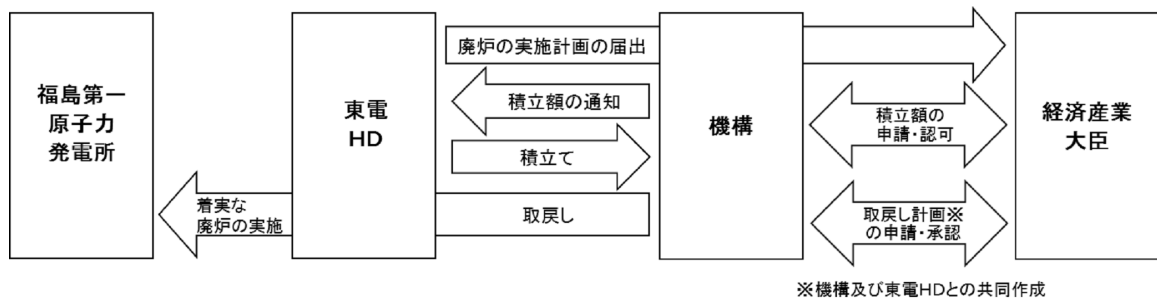
イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）では、機構により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金（※）及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で貸借対照表に計上している。

（※）当事業年度の廃炉等積立金の取戻しに関する計画において、新たな申請額がないことから当事業年度は計上していない。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の解体費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての解体費用については、資産除去債務として計上している。前者については、以下の不確実性が存在する一方、後者については、通常炉と同様の省令に準じた見積りとなる。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2022年3月31日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当事業年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所(以下、「TMI」という。)の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類、範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類、範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、 建設仮勘定及び核燃料等	930,670	967,450

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、従前より総合特別事業計画の下で、新規規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めている。加えて「ID不正使用」、「核物質防護設備の機能の一部喪失」という一連の事案に対する根本原因分析、改善措置活動の計画に基づき発電所の安全性や業務品質の向上に向け、改善措置活動を着実に進めている状況にある。同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。今後は、一連の事案を踏まえた追加検査を含め、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要となる。また、原子力規制委員会の新規規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最善の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付引当金及び前払年金費用

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
退職給付引当金	87,940	85,740
前払年金費用	42,194	44,025

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (2) 退職給付引当金」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当事業年度は1.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、当事業年度は2.5%を採用している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は発生 of 当事業年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率変更0.1%あたり	2,800百万円程度	900百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	1,600百万円程度	500百万円程度

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識に関する会計基準等及び電気事業会計規則改正省令を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はない。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しているが、この結果、利益剰余金の当事業年度の期首残高の変動はない。

また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

時価の算定に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用し、時価の算定に関する会計基準第19項及び金融商品に関する会計基準第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価の算定に関する会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はない。

(追加情報)

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、475,578百万円（前事業年度は497,641百万円）である。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
電気事業固定資産	9,445百万円	9,270百万円
原子力発電設備	9,260	9,260
業務設備	185	9
附帯事業固定資産	13	13
計	9,458	9,283

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	524,642百万円	494,642百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	56,821	31,541

(2) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
社債	281,836百万円	253,835百万円
長期借入金	37,729	19,202
長期未払債務	2,056	—
リース債務	1,107	588
雑固定負債	19,906	9,305

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	147百万円	71百万円
事業税	488	1,975
その他	2,090	2,096

5. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
預り金	1,371,664百万円	1,924,892百万円

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	25,327百万円	25,591百万円
リサイクル燃料貯蔵(株)	112	—
エスケージェット・ユー社	218	120
ロ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務(※)	664	—
ハ パイトン・オペレーション・アンド・ メンテナンス・インドネシア社のパイト ン・エナジー社との運転保守契約の履行 に対する保証債務(※)	489	—
ニ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	103,356	90,813
(うち、当社以外にも連帯保証人がいる 保証債務)	(80,447)	(62,523)
計	130,167	116,526

(※) 上記の保証債務残高のうち前事業年度1,153百万円については、(株)J E R Aとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前事業年度(2021年3月31日)及び当事業年度(2022年3月31日)

放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
シェアオフィス事業		
専用固定資産	570百万円	1,103百万円
計	570	1,103

8. 財務制限条項

前事業年度(2021年3月31日)

当社の社債(2,806百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(251,836百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度(2022年3月31日)

当社の社債(806百万円)及び1年以内に期限到来の固定負債(253,835百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	当事業年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	481,936百万円	471,637百万円
受取配当金	98,898	197,820
支払利息	11,881	14,370

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2021年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2020年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務 (2015年1月1日以降に債務認識したもの) に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額 297,251百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2022年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2021年3月22日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務 (2015年1月1日以降に債務認識したもの) に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額 148,297百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし、事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	5,162	8,303	3,141
合計	5,162	8,303	3,141

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,737,407
関連会社株式	231,411

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

当事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	5,162	8,820	3,657
合計	5,162	8,820	3,657

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	1,745,176
関連会社株式	231,180

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
組織再編等に伴う関係会社株式	304,589百万円	304,589百万円
資産除去債務	167,440	166,063
災害損失引当金	141,365	139,753
原子力損害賠償引当金	137,521	136,466
税務上の繰越欠損金	86,135	94,167
減損損失	73,260	66,521
その他	141,428	137,220
繰延税金資産 小計	1,051,741	1,044,782
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△86,135	△94,167
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△689,915	△684,723
評価性引当額 小計	△776,050	△778,890
繰延税金資産 合計	275,690	265,892
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△137,235	△135,616
特定原子力施設炉心等除去準備金	△47,703	△45,911
資産除去債務	△46,840	△42,365
その他	△44,084	△42,420
繰延税金負債 合計	△275,863	△266,313
繰延税金負債 純額	△173	△421

(注) 「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、2016年4月及び2020年4月に実施した会社分割に伴うものである。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

改正法人税法において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い第3項の取扱いにより、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めたグループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いを適用する予定である。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率		28.0%
(調整)		
評価性引当額増減	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略している。	3.0
永久に益金に算入されない項目		△58.4
その他		0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△27.4

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

電気事業営業収益

電気事業営業収益は、他社販売電力料及び電気事業雑収益等である。

(1) 他社販売電力料

他社販売電力料は、当社グループの主たる小売電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社に対する原子力発電に係る電力受給契約に基づき収受したものである。

電気の供給等に係る料金やその他の供給条件については、電力受給に関する設備契約及び電力受給契約等に定められており、当該契約等に基づいて電気を供給すること等が履行義務である。

当該契約は、基本的に1年間の契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

料金は、支払義務発生月の翌月末までに収受している。

(2) 電気事業雑収益

電気事業雑収益のうち主なものは、当社グループの主要な子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対して行う経営指導に係る料金である。

経営指導における実施事項・内容、報酬金額、その他の条件については、経営指導契約書に定めており、当該契約に基づいて各社に対して経営指導を行うことが履行義務である。

経営指導は、1年間の契約期間にわたり行うものであり、経営指導という履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

経営指導料は、契約から生じた債権が確定して支払義務発生月の翌月末までに収受している。

(重要な後発事象)

関係会社株式の譲渡

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) 持分法適用関連会社の異動を伴う株式の譲渡」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(注) 本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
法人税法	法人税法 (昭和40年3月31日 法律第34号)
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 (平成23年8月10日 法律第94号)
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 (平成23年8月5日)
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成23年8月30日 法律第110号)
電気事業会計規則	電気事業会計規則 (昭和40年 通商産業省令第57号)
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律 (昭和36年6月17日 法律第148号)
電事法	電気事業法 (昭和39年 法律第170号)
原子力償却準備引当金省令	原子力発電工事償却準備引当金に関する省令 (平成19年 経済産業省令第20号)
改正再処理等積立金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律 (平成28年5月18日 法律第40号)
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日 法律第166号)
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針 (企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日)
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令 (平成元年 通商産業省令第30号)
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年 経済産業省令第77号)
電事法施行規則	電気事業法施行規則 (平成7年 通商産業省令第77号)
収益認識に関する会計基準	収益認識に関する会計基準 (企業会計基準第29号 2020年3月31日)
電気事業会計規則改正省令	電気事業会計規則等の一部を改正する省令 (令和3年3月31日 経済産業省令第22号)
時価の算定に関する会計基準	時価の算定に関する会計基準 (企業会計基準第30号 2019年7月4日)
金融商品に関する会計基準	金融商品に関する会計基準 (企業会計基準第10号 2019年7月4日)
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律 (昭和36年6月17日 法律第147号)
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年3月31日 法律第8号)
グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い (実務対応報告第39号 2020年3月31日)
税効果適用指針	税効果会計に係る会計基準の適用指針 (企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い	グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い (実務対応報告第42号 2021年8月12日)

④【附属明細表】

【(その1) 固定資産期中増減明細表】

2021年4月1日から2022年3月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償却 累計額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	5,650,733	9,445	4,634,079	1,007,208	101,125	9	104,078	40,496	185	22,333	5,711,363	9,270	4,715,823	986,269	19,252	
原子力 発電設備	5,603,485	9,260	4,602,535	991,688	97,910	—	99,876	39,576	—	21,608	5,661,819	9,260	4,680,803	971,755	19,181	(注)
業務設備	47,175	185	31,543	15,447	3,215	9	4,201	919	185	725	49,471	9	35,019	14,442	—	
貸付設備	72	—	0	72	—	—	0	0	—	0	72	—	0	71	71	
附帯事業 固定資産	653	13	69	570	614	—	81	—	—	—	1,267	13	150	1,103	—	
事業外 固定資産	7,330	—	7,269	60	—	—	0	—	—	—	7,330	—	7,269	60	59	
固定資産 仮勘定	1,089,292	—	—	1,089,292	213,755	—	—	120,191	—	—	1,182,856	—	—	1,182,856	—	
建設 仮勘定	767,476	—	—	767,476	160,820	—	—	102,224	—	—	826,073	—	—	826,073	—	
除却 仮勘定	16	—	—	16	17,976	—	—	17,967	—	—	26	—	—	26	—	
原子力廃 止関連仮 勘定	124,692	—	—	124,692	—	—	—	9,467	—	—	115,224	—	—	115,224	—	
使用済燃 料再処理 関連加工 仮勘定	197,107	—	—	197,107	44,425	—	—	—	—	—	241,532	—	—	241,532	—	
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
	増加額 (百万円)		減少額 (百万円)		増加額 (百万円)		減少額 (百万円)									
核燃料	585,566		7,008		5,628				586,946							
装荷 核燃料	81,502		—		—				81,502							
加工中等 核燃料	504,063		7,008		5,628				505,443							
長期前払 費用	44,566		3,133		5,334				42,365							

(注) 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価(再掲) : 151,303百万円

【（その２）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

2021年4月1日から2022年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
特許権	—	0	—	0	0	
商標権	69	0	—	43	27	
ソフトウェア	17,895	2,963	2	10,074	10,781	
電気ガス供給施設利用権	15,798	78	—	15,730	146	
水道施設利用権	465	—	—	452	12	
工業用水道施設利用権	471	—	—	471	0	
電気通信施設利用権	238	95	—	97	236	
電話加入権	339	—	—	—	339	
地上権	71	—	—	—	71	
地役権	5	—	—	—	5	
土地賃借権	1,191	44	44	—	1,191	
合計	36,546	3,183	47	26,869	12,813	

【（その3）減価償却費等明細表】

2021年4月1日から2022年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電 気 事 業 固 定 資 産	建物	722,548	12,399	603,641	118,907	83.5	
	原子力発電設備	713,825	12,165	597,246	116,578	83.7	
	業務設備	8,723	234	6,394	2,328	73.3	
	構築物	435,258	10,170	245,629	189,628	56.4	
	原子力発電設備	435,258	10,170	245,629	189,628	56.4	
	機械装置	4,196,549	70,076	3,745,897	450,651	89.3	
	原子力発電設備	4,184,763	69,771	3,735,674	449,089	89.3	
	業務設備	11,784	305	10,223	1,561	86.8	
	その他の設備	0	0	0	0	34.2	
	備品	118,246	5,658	86,708	31,537	73.3	
	原子力発電設備	106,429	5,127	76,375	30,054	71.8	
	業務設備	11,816	531	10,333	1,483	87.4	
	リース資産	19,155	1,900	7,076	12,079	36.9	
	原子力発電設備	19,148	1,899	7,073	12,075	36.9	
	業務設備	7	0	2	4	37.7	
	計	5,491,758	100,206	4,688,953	802,804	85.4	
	無 形 固 定 資 産	特許権	0	0	0	0	3.1
		商標権	70	7	43	27	61.7
		ソフトウェア	20,856	3,918	10,074	10,781	48.3
		電気ガス供給施設利用権	15,877	5	15,730	146	99.1
水道施設利用権		465	1	452	12	97.2	
工業用水道施設利用権		471	—	471	0	100.0	
電気通信施設利用権		334	15	97	236	29.2	
計		38,075	3,949	26,869	11,205	70.6	
合計	5,529,834	104,155	4,715,823	814,010	85.3		
附帯事業固定資産	1,254	81	150	1,103	12.0		
事業外固定資産	7,271	0	7,269	1	100.0		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には、土地等の非償却資産は含まれていない。

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

2022年3月31日現在

長期投資	その他	株式	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
			(株)日本製鋼所	742,800	5,864	2,837	
			関西国際空港土地保有(株)	11,660	583	583	
			東京湾横断道路(株)	10,800	540	540	
			横浜高速鉄道(株)	8,360	418	418	
			首都圏新都市鉄道(株)	6,000	300	300	
			中部国際空港(株)	4,112	205	205	
			サウディ石油化学(株)	67,036	167	167	
			(株)茨城ポートオーソリティ	2,370	155	155	
			(株)国際電気通信基礎技術研究所	2,504	125	125	
			(株)世界貿易センタービルディング	150,000	120	120	
			ほか67銘柄	2,570,116	2,813	1,270	
			計	3,575,758	11,293	6,723	
長期投資	債券	諸有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
			金銭信託	6,160	4,782		
			出資金	5,959	5,959		
			出資証券	3,320	3,320		
			日本原子力研究開発機構	3,320	3,320		
			計	15,440	14,063		
長期投資	その他の長期投資	種類	金額(百万円)		摘要		
		出資金	2,461				
		社内貸付金	106				
		雑口	19,104				
		計	21,671				
合計			42,458				

【（その５）引当金明細表】

2021年4月1日から2022年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	2,007	718	0	219	2,506
退職給付引当金	87,940	4,215	6,415		85,740
特定原子力施設炉心等除去引当金	170,369	—	6,401	—	163,968
災害損失引当金	504,876	10,290	14,705	1,340	499,120
原子力損害賠償引当金	491,147	117,793	121,559	—	487,381
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第27条の3及び同条 の29)	8,443	1,041	—	—	9,485

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

- (2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。
- (3) 【その他】
該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度第97期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第98期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月11日関東財務局長に提出。

第98期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月10日関東財務局長に提出。

第98期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） 2022年2月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年7月6日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書。

2022年4月1日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表執行役の異動）に基づく臨時報告書。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	2021年3月末 日までの買入 消却額 (百万円)	2021年3月末 現在の未償還 額 (百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名
東京電力株式会社 第548回社債（一般担保付）	2008年 9月29日	60,000	—	60,000	—
東京電力株式会社 第551回社債（一般担保付）	2008年 11月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第553回社債（一般担保付）	2009年 2月27日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第560回社債（一般担保付）	2009年 12月10日	35,000	—	35,000	—
東京電力株式会社 第564回社債（一般担保付）	2010年 5月28日	25,000	—	25,000	—
東京電力株式会社 第567回社債（一般担保付）	2010年 7月29日	20,000	—	20,000	—

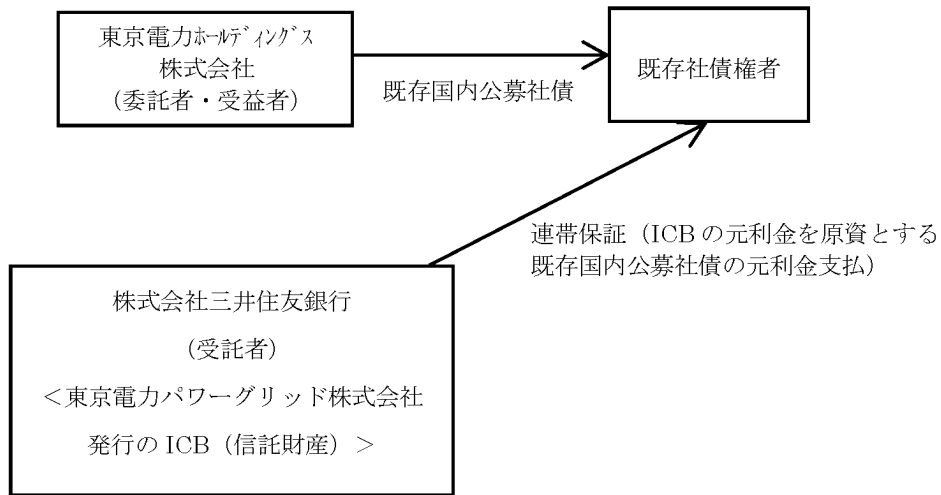
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が2010年9月8日以前に国内で募集により発行し、残存する上記1記載の一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

（既存国内公募社債の権利保護の仕組み）

- ① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond）という）及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ICB信託契約」という）。また、本件ICB信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。
- ② 連帯保証後の既存国内公募社債の元金支払は、当社が既存国内公募社債の元金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるICBの元金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元金支払を行う。
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ICB信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。
- ④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ICB信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

[既存国内公募社債の権利保護の仕組み]



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産であるICBの発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度 第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

2022年6月29日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 和之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 連結貸借対照表関係 7. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (9) 原子力発電施設解体費の計上方法追加情報・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下、「中長期ロードマップ」)及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき連結貸借対照表に災害損失引当金を482,789百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を163,968百万円計上している。福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は以下のとおり現時点で入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。</p> <p>(1) 通常の見積りが可能なもの</p> <p>会社は、2022年3月31日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき個々の対策に要する費用の見積りを行っている。ただし、必要となる対策にはこれから具体的な検討が行われるものも多い。このため、当該対策に必要な費用又は損失の見積りについては、主として現在進められている国や他の機関による研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づく重要な仮定を含んでおり、現時点における経営者の判断及び仮定に依存する。</p> <p>(2) 通常の見積りが困難なもの</p> <p>工事や作業の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、海外原子力発電事故における実績額に基づく見積額を計上している。当該見積りは廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は発電機の基数に比例するという重要な仮定に基づいており、経営者による判断に依存し、不確実性を含んでいる。</p> <p>当監査法人は、これらの費用又は損失の見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害損失引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の見積りに関連する内部統制の理解、整備状況及び運用状況を評価した。 <p>(2) 通常の見積りが可能なものの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害損失引当金の網羅性を評価するため、中長期ロードマップの進捗状況、具体的な対策の検討状況や当該対策に基づく見積りの可否、変動リスクについて経営者及び外部機関と協議した。加えて、廃炉中長期実行プランの詳細工程表と引当金算定資料を入手し、計上範囲の整合を検討した。 個々の対策に要する費用の見積額を評価するため、金額の重要性に基づき抽出したサンプルについて契約書や設計予算書を開覧した。 災害損失の見積りプロセスを評価するため、事前の見積額と確定額又は再見積額との比較を行った。 炉心等除去引当金に計上された金額を評価するため、廃炉等積立金の取戻し計画と照合した。 <p>(3) 通常の見積りが困難なものの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な対策に基づく見積りの可否及び重要な仮定の見直しの要否を評価するため、現時点における燃料取り出しのための対策工事の検討状況について経営者及び外部機関と協議した。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、連結貸借対照表において、柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等を合計967,450百万円計上している。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続している。</p> <p>総合特別事業計画のもと、会社は新規規制基準への対応と地元の理解を得るべく取り組みを進めてきたが、核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の事案を踏まえた対応を進めている段階である。経営者はこのような状況を減損の兆候と判断し、減損損失の認識の検討を行っている。</p> <p>減損損失の認識の検討は、柏崎刈羽原子力発電所1号機から7号機を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である資産グループとし、柏崎刈羽原子力発電所の稼働により得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と資産グループの帳簿価額を比較する方法で行った。その結果、会社は減損を不要と判断している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる重要な仮定は、事業計画に基づく原子力発電所の稼働状況、稼働のため必要となる安全対策工事に係る追加コスト、将来の電力価格である。</p> <p>当監査法人は、見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の稼働状況の見通しを評価するため、会社の事業計画について経営者や外部機関と協議を行い、安全対策工事の進捗や稼働に向けて必要となる許認可の状況について確認した。 原子力発電所の稼働に必要となる追加コストを評価するため、今後実施する安全対策工事等の内容を把握した。加えて、追加コストの見積りについて適切な責任者に質問を行うとともに、政府が公表した将来の発電コスト及び予算との整合性を検討した。 将来の電力価格等の想定を評価するため、会社が算定に用いた価格について、日本卸電力取引所における取引価格、容量市場の約定価格や政府が公表した将来の発電コスト等との整合性を検討した。 原子力発電所の稼働状況の変化による将来キャッシュ・フローの変動を評価するため、複数の稼働パターンによる将来キャッシュ・フローの分析を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 和之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

- 「注記事項 重要な会計方針 10. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

会社は、注記事項「重要な会計方針」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき貸借対照表に災害損失引当金を482,789百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を163,968百万円計上している。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。